

自己点検・評価報告書

2012年9月30日

創価大学大学院法務研究科

研究科長 署名欄

尹 龍澤 印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	10
1-4	法科大学院の自主性・独立性	12
1-5	情報公開	14
1-6	学生への約束の履行	16
第2分野	入学者選抜	17
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	17
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	20
2-3	入学者の多様性の確保	22
第3分野	教育体制	24
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	24
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	27
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	29
3-4	教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉	30
3-5	教員のジェンダーバランス	31
3-6	担当授業時間数	32
3-7	研究支援体制	35
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	37
4-1	FD活動	37
4-2	学生評価	41
第5分野	カリキュラム	45
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	45
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	48
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	53
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	54
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	56
第6分野	授業	58
6-1	授業	58
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	66
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	70
第7分野	学習環境及び人的支援体制	73

7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	73
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	74
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	75
7-4	施設・設備の確保・整備	76
7-5	図書・情報源の整備	79
7-6	教育・学習支援体制	81
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	82
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	84
第8分野	成績評価・修了認定	86
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	86
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	90
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	92
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	94
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	94
第4	その他（頁数は自由です）	103

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 創価大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務専攻
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 尹 龍澤
所属・職名 法務研究科
教授（研究科長）
連絡先 042-691-6968
5. 認証評価対応教員・スタッフ
 - ① 氏名 黒木 松男
所属・職名 法務研究科
教授（研究科長補佐）
役割 自己点検評価副責任者
同 学生部門責任者
連絡先 042-691-5647
 - ② 氏名 島田 新一郎
所属・職名 法務研究科
教授（研究科長補佐）
役割 自己点検評価副責任者
同 教育部門責任者
連絡先 042-691-8109
 - ③ 氏名 桐ヶ谷 章
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検評価FD部門責任者
連絡先 042-691-9372
 - ④ 氏名 藤井 俊二
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検評価教員部門責任者
連絡先 042-691-9485
 - ⑤ 氏名 藤田 尚則
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検評価成績評価部門責任者
連絡先 042-691-5436

- ⑥ 氏名 花房 博文
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検評価授業部門責任者
連絡先 042-691-8108
- ⑦ 氏名 田村 伸子
所属・職名 法務研究科
講師
役割 自己点検評価入試部門責任者
連絡先 042-691-8597
- ⑧ 氏名 清水 一成
所属・職名 法学部・法科大学院事務室
専任職員（事務長）
役割 自己点検評価事務責任者
連絡先 042-691-9476
kshimizu@soka.ac.jp
〒192-8577 八王子市丹木町1-236

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

1 自己点検・評価体制

項目	責任者	担当者
全 体	尹 龍澤	黒木松男、島田新一郎
第1分野：運営と自己改革	尹 龍澤	矢部善朗、鈴木美華、佐瀬恵子
第2分野：入学者選抜	田村伸子	島田新一郎
第3分野：教育体制	藤井俊二	黒木松男
第4分野：教育内容・教育方法の改善 に向けた組織的取り組み	桐ヶ谷章	藤田尚則
第5分野：カリキュラム	島田新一郎	神長勲、阿部英雄
第6分野：授業	花房博文	尹龍澤、桐ヶ谷章、本間佳子
第7分野：学習環境及び人的支援体制	黒木松男	小嶋明美、本間佳子
第8分野：成績評価・修了認定	藤田尚則	岩元隆
第9分野：法曹に必要なマインドスキルの養成	桐ヶ谷章	ヘンリー幸田
その他	尹 龍澤	島田新一郎

2. 2012年における認証評価のスケジュール

月 日	会 議 名	内 容
1月20日	法務研究科委員会	全体スケジュールの承認
2月17日	法務研究科委員会	修了予定者アンケート実施の報告
3月9日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書作成担当者の承認
3月13日	全学自己点検・評価委員会	認証評価実施及びスケジュールの承認
4月27日	法務研究科委員会	教員個人調書作成要領の承認
6月29日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書作成スケジュールの承認 教員アンケート・学生アンケート実施の報告
7月2日		教員個人調書提出締切
7月12日		教員個人調書及び提出資料の学内承認
7月26日		教員個人調書及びデータ等の提出（発送）
7月27日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書作成状況の報告
8月17日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書原案提出締切
8月31日		自己点検・評価報告書原案を専任教員に配布
9月7日	教員研修懇談会	自己点検・評価報告書原案への意見徴収
9月21日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書最終案の承認
9月25日	全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書の承認
9月28日		自己点検・評価報告書の提出（発送）

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

ア 開設から現在（2012年度）まで¹

創立者池田大作先生（以下「創立者」という。）が創価大学の建学にあたり示された「人間教育の最高学府たれ」「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神に基づき、次のような法曹を育成していく。

(ア) 一人ひとりのかけがえのない人生に対して深く共感しうる豊かな人間性、法曹としての必須の基礎力と確固たる実力（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、深い洞察力、国際的な素養）および法曹としての責任感と職業倫理等を備えた法曹を養成する。

(イ) そのうえで、本学の建学の精神に照らし、特に、次のような特性を有する法曹の養成を目標とする。

a 生活者の側に立つ人間性豊かな法曹

多種・多様な法的紛争の場面において、「国民の社会生活上の医師」として、生活者の立場に立って問題の解決を図ることができる人間性豊かな法曹。

b 人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹

今後、複雑化・混迷化する国際社会にあって、人権感覚に優れ、平和の理念を堅持し、国際機関、人権機関等の国際舞台で活躍することができる法曹。

c 国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー

取引や交渉をはじめ、種々の法的紛争もますます国際的な広がりを持ちつつある現代社会において、渉外・企業法務や知的財産法の実務に習熟し、国際的視野に立ち物事を判断する能力を有する法曹。

イ 今後の目標（2013年度以降）²

創価大学では、2010年4月1日、創立50周年（平成32年）に向けた「創価大学グランドデザイン」³が発表され、「建学の精神に基づき創造的人間を育成する大学」を目指すことが示された。また、2011年4月1日、

¹ 資料 A2-2 「法科大学院パンフレット 2012」 5 頁。

² 資料 A2-1 「法科大学院パンフレット 2013」 5 頁。

³ 創価大学ホームページ (http://www.soka.ac.jp/grand_design/)。

法学研究科等の大学院と専門職大学院が統合する形で組織が再編されたことに伴い創価大学専門職大学院学則が廃止され、創価大学大学院学則⁴（以下「大学院学則」という。）に一本化する改正が行われた。

これら創価大学全体における取組みを踏まえて、本法科大学院でも養成しようとする法曹像についてあらためて検討を加えるとともに、「法曹に必要なマインドとスキルの養成」についても見直す作業を始めた。その結果、開設以来、本法科大学院が掲げた「養成しようとする法曹像」を前提としつつも、これまで輩出した実務法曹の進路や活躍の現状等を踏まえて、次のように改めることとした⁵（9-1参照）。

（ア）創立者は、本法科大学院紀要（以下「創価ロージャーナル」という。）の創刊号において、法曹の使命と責任について述べられているが⁶、この創立者の示された法曹の使命と責任を踏まえて、本法科大学院は、①人権、②民衆の幸福、③社会正義、④平和、を法曹が目指すべき「善の価値」と位置づけ、これら善の価値を創造しゆく法曹を養成するとの考えに基づき、具体的には、次のような法曹の養成を目指すこととした。

a 他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹

生命の尊厳と人権の大切さを理解し、すべての他者への深い理解と思いやりをもつ法曹、とりわけ民衆の幸福を第一義に考える法曹。

b 平和に貢献する法曹

本学の建学の精神の一つである「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」という精神を実現すべく、平和に貢献する法曹。

c 堅固な基盤＝実力を備えた法曹

以上のような理念を実現し、善の価値を創造しゆくためには、徹底した学問的努力に裏づけられた基礎的な力量、堅固な基礎＝実力が不可欠となる。このため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、深い洞察力等の堅固な基盤＝実力を備えた法曹。

（2）法曹像の周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、総じては、法科大学院ホームページ、創価大学法科大学院入学試験要項（以下「入学試験要項」という。）、法科大学院パンフレット、「創価ロージャーナル」などに掲載し、学内外へ周知を

⁴ 資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」3 頁以下。

⁵ 資料 A2-1「法科大学院パンフレット 2013」5 頁、資料 B8「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」参照。

⁶ 資料 B2「創価ロージャーナル創刊号」1 頁以下、ここにおいて、創立者は『人間のため』『民衆のため』『正義のため』—この信念こそが、法律家の永遠の原点であり、『マグナ・カルタ』でありましょう。そして、その根底に、生命への深い自愛と法律家としての高潔な倫理が強く求められております。（中略）『邪悪を正す冷徹な知性』と『人間を愛する温かな慈愛』、そして『勝利を決する強靱な魂』を併せ持った法律家を養成することは、人類と地球の未来への『平和の準備』の聖業にほかなりません」と述べられている。

行っている。さらに、具体的には、次のような取り組みがなされている。

ア 教職員への周知、理解

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）や各種委員会等において、教学に関わるさまざまな議論をする中で周知を図っている。事務職員もこうした会議には出席しているため、法曹像について共有している。また、入学者選抜には、ほぼ専任教員全員がかかわるので、同選抜を通じて養成されるべき法曹の具体像について、専任教員間で継続的な議論がなされている。

なお、非常勤の教員や、本法科大学院の修了生を中心した若手弁護士から選任するチューター（以下「チューター」という。）に対しても、年2回開催している教員研修懇親会への参加要請を行うとともに、各種資料の配布、意見交換などを通じて、法曹像の周知を図っている。

イ 学生への周知、理解

学生に対しては、入学時、各学期の開始・終了時に行われるガイダンスをはじめ、履修選択や進路選択の場面で、教職員・チューターにより、法曹像に沿った指導・助言や情報提供が行われている。

さらに、本法科大学院では、学生の将来の進路にあわせ、展開・先端科目群を設置し、その中で、法曹像の実現に向けた助言・相談と支援がなされている。また、入学試験合格者に対しても、「入学予定者説明会」や「入学予定者事前研修」を開催し、本法科大学院の目指す法曹像の周知を行っている（5-4参照）。

ウ 社会への周知

毎年、本法科大学院が主催して、全国の主要都市（東京、大阪、名古屋、福岡、札幌など）で入試説明会を開催するだけでなく、民間機関の主催で開催される全国各地の法科大学院説明会にも積極的に参加して、必要な発信をし、本法科大学院の目指す法曹像の周知を行っている。また、マスコミや予備校その他の広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の法曹像を含む基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。

2 点検・評価

本法科大学院で養成しようとする法曹像は明確であり、周知徹底されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

前述の（1）イのとおり

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本法科大学院は、①徹底した少人数教育、②理論と実務を架橋する授業、③人間主義を理念とした教育の3点を、特徴として挙げてきており、また、②の理論と実務を架橋する授業を構成する一つとして、④要件事実教育の重視も挙げてきた⁷。

上記の特徴は維持しつつも、現在に至るまでの様々な教育実践を踏まえて、現在における本法科大学院の特徴を再構成し、2013年度以降、①理論と実務を架橋する授業、②きめ細やかな学修指導、③徹底した法文書作成能力の養成の3点とした⁸。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 理論と実務を架橋する授業

(ア) 実務家教員の充実

各分野における実務の最先端で活躍する経験豊かな実務家教員による授業を多く設置している。専任教員21人中、12人が検察官、弁護士の実務経験をもつ実務家教員となっている。

(イ) 要件事実教育の充実

実務的にも法理論的にも非常に重要な考え方である要件事実や事実認定の基礎を学ぶ科目を2年次科目として配当している。要件事実論は、法曹にとって不可欠の実務ツールであるばかりか、「裁判規範としての民法」という観点から従来の民法学の成果を再点検することを迫るものである。法曹を目指す学生であれば、その基本のマスターは不可欠である。そして、これを支えるものとして「法科大学院要件事実教育研究所」(所長：若柳善朗法科大学院教授)が設置されており、その研究成果を広く公開している⁹。

(ウ) 演習科目等における架橋

2年次以降の法律基本科目と法律実務基礎科目の多くは、研究者教員と連携の上、実務家教員が中心となって、多彩な判例・事例を題材として、討論、訴状、準備書面、起訴状、冒頭陳述書など各種訴訟関係書面の作成などを通じて演習を実施している。授業においては、理論的な学習はもちろんのこと、豊富な経験に基づく実務家の観点を織り交ぜながら、法理論と法実務の双方の理解を深めるとと

⁷ 資料 A2-2「法科大学院パンフレット 2012」6頁。

⁸ 資料 A2-1「法科大学院パンフレット 2013」6頁。

⁹ 法科大学院ホームページ「要件事実教育研究所」(<http://youkyouken.soka.ac.jp/>) 参照。

もに、両者の架橋を行い、法曹として必要な実務に根ざした法理論の修得を目指している。また、エクスターンシップでは、法律事務所や企業の法務部における研修を通して、授業で学修したことが法律実務の現場でどのように運用されるのかを体験してもらっている。

イ きめ細やかな学修指導

(ア) 少人数による演習中心の授業

法律基本科目及び法律実務基礎科目では、クラスごとの学生数（履修登録者数）が平均で16人～17人の少人数であり、教員と学生の人間的ふれあいを密にした授業が行われている。また、少人数でクラス編成をすることにより、双方向・他方向の討論を通じて専門的な法知識を修得しつつ、法的分析能力、法的議論の能力はもとより、批判的検討能力、創造的思考力など、実務法曹として不可欠な能力の育成の場を設けている。また、教員と学生の人間的ふれあいの中から、人間性を磨き、法曹としての生き方などを学ぶ機会の提供を行っている。

(イ) 学修サポート体制の充実

授業の教育効果を十分にあげられるように、教材や資料の事前配布やオフィスアワーの実施はもとより、学習支援システム（以下「ポータルサイト」という。）¹⁰の活用、チューターによる土曜補修などの学修支援、進路相談などのきめ細やかな対応を行っている。

また、授業とは別に、専任教員がアカデミックアドバイザーとなって、学生に対し個人指導を実施している（7－8参照）。

ウ 徹底した法文書作成能力の養成

本法科大学院は入学から修了に至るまで、徹底した法文書作成の訓練を行い、法文書作成能力の育成を図っている。法文書作成という科目を設定するほか、1年次では毎週行われている土曜補修で、法文書作成の機会を設け、チューターによる添削・指導を行っている。また、2年次以降のほぼすべての演習科目で、課題レポートや起案（自宅起案・即日起案）を実施している。これにより、本法科大学院の学生は、ほぼ毎日何らかの法文書作成の機会を得ていることとなる。それらの課題や起案の多くは、教員・チューターによって丁寧な添削を行ったうえで返却し、学生一人ひとりの起案能力の養成に努めている。

(3) 取り組みの効果の検証

上記の特徴を追求・徹底するための取り組みは、2004年の法科大学院開設以来継続的に取り組んできたものであり、学生への授業アンケートや司法試験合

¹⁰ コンピュータネットワークを利用した学修支援のWEBシステム（PLAS/PORTAL for LEARNING ASSISTED SERVICE）。全学において使用する本学独自のシステムである。

格者からのヒアリング等の結果からみても肯定的な評価を受けている。

学修支援委員会や研究科委員会では、各担当科目の授業状況等を適宜報告してもらっただけでなく、個々の学生の起案・レポート課題などの出来具合などを前提とする生活状況や学修状況まで報告されるなどして、我々の取り組みがどのような効果をもたらしているかを検証するよう努力している。

2 点検・評価

本法科大学院で追求している特徴は明確であり、特徴を追求・徹底するための取り組みは適切である。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 法科大学院

本法科大学院における自己改革を目的とした組織としては、大学院学則第2条第2項¹¹に基づき、研究科委員会の下に、「FD・自己点検委員会」が設けられている。また、その他の委員会としては、「教務委員会」「入試委員会」「学生委員会」「学修支援委員会」「フォローアップ委員会」「人事委員会」「成績評価委員会」「図書選定委員会」「ロージャーナル委員会」が設けられている。

FD・自己点検委員会は、①自己点検・評価の実施に関する事項、②第三者評価機関による認証評価に関する事項、③教員研修懇談会の企画立案等に関する事項、④外部研修への参加に関する事項、⑤授業の相互参観の実施に関する事項、⑥学生アンケートの実施に関する事項、⑦その他FD・自己点検に関する事項の審議検討、実施の任にあたる¹²。

イ 大学全体

大学全体では、自己点検及び第三者評価を実施するために、「全学自己点検・評価委員会」が組織され、このもとに、大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会が置かれている¹³。

(2) 組織・体制の活動状況

FD・自己点検委員会は、基本的には月例の研究科委員会の開催日に合わせて開催されるが、必要性に応じて適宜開催している。FD・自己点検委員会は、授業の相互参観、中間・期末の授業アンケートの実施とその結果の検討などを中心に活動している。

教務委員会は、原則として、公法系、民事系、刑事系の各系の教員から構成されており、カリキュラムの編成、授業内容の検討など教務内容にかかわる事柄について検討し、研究科委員会で審議する為の原案の作成などを担っている。

入試委員会はS日程・A日程・B日程の各入試の実施を、学修支援委員会は入学予定者事前研修、アカデミックアドバイザーによる学生面談、チューターによる学修支援等を、学生委員会は学生の懲戒・奨学金・学生寮に関する事項

¹¹ 資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」3 頁参照。

¹² 「創価大学法科大学院FD・自己点検委員会規程」第2条第1項（資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録）。

¹³ 「創価大学自己点検・評価実施規程」第3条（資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録）。平成 19 年度に財団法人大学基準協会を受けた相互評価ならびに認証評価において、平成 20 年 3 月、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。」との評価をうけている。

を、フォローアップ委員会は修了生の進路状況調査や連絡を、人事委員会は教員人事を、成績評価委員会は成績評価に対する異議申立ての対応と成績評価に関する事項の検討を、図書選定委員会は法科大学院図書室の運営を、ロージャーナル委員会は「創価ロージャーナル」の編集発行を、それぞれ活動内容として、定期・不定期に開催されている。

(3) 組織・体制の機能状況

定例の研究科委員会に先立ち、必要に応じて各種委員会の会議が行われており、各種委員会でまとめられた提案・原案を前提に、研究科委員会で審議され、決定される流れが確立しており、有効に機能している。

例えば、入学者選抜は入試委員会での審議を経たうえで、研究科委員会において審議、検討がなされており、重層的な審議、検討の機会が機能している。

また、全専任教員が入試選抜や修了認定にも関わっており、教育体制等への積極的関わりは共有されている。

さらに、フォローアップ委員会は本法科大学院開学以来の全修了者の司法試験受験の有無、受験資格及び可否並びに就職先（法律事務所名、所属官公庁、会社名等）の情報を把握するよう努めており、現状、大半の修了生の状況が把握されており、全専任教員も研究科委員会を通じて情報を共有している。

その他、法科大学院協会の総会・シンポジウム、日本弁護士連合会主催のシンポジウム等に積極的に参加するほか、文部科学省法科大学院特別委員会などの議事録等を適宜注視しながら、全国的な法曹養成教育の状況等を把握するとともに、本法科大学院修了者の進路の調査・把握や、修了者との懇談・ヒアリングを実施するなどの方法により、本法科大学院による法曹養成教育の状況等を客観的に検証し、問題状況・改善の方向性等を検討している。

2 点検・評価

本法科大学院における自己改革を目的とした組織・体制は、十分に整備されている。その組織・体制の機能及び成果については、教育体制の向上、カリキュラムの改訂、教員研修懇談会の実施、授業の相互参観、中間授業アンケート、期末授業アンケートの実施などが具体的成果として確実に表れてきている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 法務研究科委員会の権限

大学院学則第 50 条に基づき¹⁴、研究科委員会は、法務研究科長（以下「研究科長」という。）、所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成される。

研究科委員会では、①学位の授与に関する事項、②教員人事に関する事項、③自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項、④FDに関する事項、⑤学位論文の審査及び最終試験並びに課程の修了に関する事項、⑥入学試験及び課程修了認定に関する事項、⑦研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項、⑧研究科科目等履修生及び研究生に関する事項、⑨学生の身分及び厚生補導に関する事項、⑩学生の賞罰に関する事項、⑪学長の諮問事項、⑫その他研究科に関する事項を審議し、その企画、立案、実施のため、多くの委員会を設置している。

教育活動の重要事項の意思決定は、以下のとおりのルールに従ってなされている。即ち、カリキュラムの制定・変更は、公法系・民法系・刑事法系の各部会において素案を作成し、教務委員会で検討を重ね原案を作成し、研究科委員会で決議している。人事は、法務研究科人事委員会の審議を経て、研究科委員会で審議・決定している。

学校法人としての予算の作成・執行権限は大学当局にあるので、すべて学校法人創価大学の理事会で決議され、その面で形式的には独自性・自立性を発揮することはできないが、事実上の慣行として、法科大学院の予算編成の過程において研究科委員会が要望を申し入れ、理事会は、これについて最大限の配慮をしたうえで予算を決定している。なお、法科大学院図書室予算は、別立てで図書館管轄予算となっているが、図書委員会において購入希望図書やデータベースなどについて決議しており、それに対応する十分な予算措置が講じられている。

(2) 大学院委員会、理事会等との関係

ア 大学院委員会との関係

2011 年 4 月の大学院学則の改正に伴い、専門職大学院委員会が廃止され、法科大学院も大学院委員会の下に置かれることとなった。

大学院学則第 49 条に基づき¹⁵、大学院委員会は、学長、各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各 2 人を以て構成されており、①大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項、②研究科又は専攻の

¹⁴ 資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」13 頁～14 頁。

¹⁵ 資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」13 頁。

設置及び廃止に関する事項、③教員の人事に関する事項、④各種委員会の設置及び廃止に関する事項、⑤学長の諮問事項、⑥その他大学院に関する重要事項について審議することになっている。

大学院委員会は、大学院全体としての重要事項を審議決定するが、各研究科委員会相互の関係等を調整する必要があるほかは、教育活動等の教務事項及び教員人事等については、研究科委員会での決定が大学院委員会において覆されることはなく、実質的独立性は保持されている。

イ 理事会との関係

学校法人創価大学寄附行為及び学校法人創価大学常任理事会規程に基づき¹⁶、理事会及び常任理事会は、①学校法人の業務、②教職員の人事、服務及び給与に関する事、③予算執行に関する事、④学内諸規程の制定、改廃に関する事、⑤資産運用に関する事等を審議決定するが、教員人事は、研究科委員会の決定が理事会で覆されることはなく、研究科委員会における決定どおりに承認されるのが、本学における確立した慣行である。したがって、これらの事項については理事会との関係で、実質的独立性を保持している。

(3) 他学部との関係

本法科大学院専任教員のうち1人は法学部の専任教員を兼ねており、ほかに法学部からの兼任教員が10人いるが、本法科大学院では法学部の運営に左右されることなく、自主独立で運営されている。もっとも、時間割決定の際に、兼任教員の出講日や教室の確保などの調整の必要が生じることがあるが、自主決定に影響を及ぼすものではない。

2 点検・評価

法科大学院の教育活動に関する重要事項は、実質的にみて法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

3 自己評定 合

4 改善計画 特になし。

¹⁶ 資料 A5 「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院では、在籍学生数や修業年限、教員数等の基本情報のほか、教育活動等に関する情報として、①養成しようとする法曹像（教育目標と目指すべき法曹像）、②入学者選抜に関する事項（アドミッション・ポリシー、入学定員、入学試験の概要、入試説明会、入試結果、過去問など）、③教育内容等に関する事項（授業内容、カリキュラム、シラバス、時間割、レジュメ等の教材、入学予定者事前研修の内容、チューターによる学修支援など）、④教員に関する事項（教員のプロフィールと担当科目）、⑤履修や成績評価等に関する事項（履修登録、成績評価、進級制等）、⑥学生の学修環境に関する事項（模擬法廷教室、法科大学院図書室と自習室、学生寮、奨学金など）、⑦司法試験結果、⑧修了生サポート（TKCやジュリナビなど）などが公開されている。

また、認証評価の結果のほか、法科大学院図書室や要件事実教育研究所の利用案内や概要も公開している。

(2) 公開の方法

上記の教育活動等に関する情報のうち、①養成しようとする法曹像、②入学者選抜に関する事項、③教育内容等に関する事項のうち授業内容、カリキュラム、入学予定者事前研修の内容、チューターによる学修支援に関する事項、④教員に関する事項、⑥学生の学修環境に関する事項、⑦司法試験結果、⑧修了生へのサポートなどが基本情報と併せて、法科大学院ホームページ（以下「ホームページ」という。）¹⁷、法科大学院パンフレット（資料A2）、入学試験要項（資料A7）において一般公開されている。

なお、法科大学院パンフレット2013がデジタルパンフとして、2013年度入学試験要項がPDFファイルとしてホームページにも公開されている。

また、学生に対しては、③教育内容等に関する事項のうち授業内容、カリキュラム、シラバス、時間割、レジュメやレポート課題等の教材関係、⑤履修や成績評価等に関する事項（履修登録、成績評価、進級制等）については、法科大学院要覧（資料A3）及びポータルサイトにおいて公開されている。その他、授業アンケート結果とそれに対する教員のコメント等もポータルサイトにおいて公開されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院では、学内外からの質問があった場合、事務室においてメール・電話・窓口などで対応している。

¹⁷ 法科大学院ホームページ (<http://hoka.soka.ac.jp/>)

学生からの質問や提案については、授業アンケート（中間・期末）のほか、アカデミックアドバイザーの面談などにおいて対応するとともに、法科大学院の学生によって構成される学生自治会からの質問や要望・提案については、学生委員会が中心となって対応している。そのほか、各授業で個別になされる質問や提案についても、個別対応だけでなく、共通性のあるものについては適宜、教務委員会等各種委員会などで取り上げて検討している。

また文部科学省等の官公庁による各種状況調査には、その都度迅速に対応するほか、法科大学院協会や日本弁護士連合会等からの調査・質問についても適宜対応している。

2 点検・評価

本法科大学院の基本的な情報は、法科大学院パンフレットやホームページをとおして、広く学外へ公開されている。教員・学生に対しては、学内情報も含め、教育活動に関する詳細な情報をポータルサイトにより開示しており、さらに必要に応じてメールなどでも情報の周知を図っている。

また、教員の詳しい研究教育業績については、大学全体としてホームページの「研究者情報データベース」¹⁸から情報を提供する体制になっているが、情報を提供していない教員もいる。また、シラバスやレジュメ等の配布教材、授業アンケート結果等については、学外への公開の必要性の有無について検討をしている。

3 自己評価

B

4 改善計画

更なる情報の公開について、FD・自己点検委員会等で今後も検討していく所存である。

¹⁸ 「創価大学研究者情報データベース」(<https://fpes.soka.ac.jp>)

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した教育活動等の重要事項としては、①適切な科目開設と教員の配置、②学修サポート体制の充実（教材や資料の事前配布、オフィスアワー制度、アカデミックアドバイザー制度、チューター制度）、③充実した学習環境の整備（自習室、図書室、学生寮）、④経済的なサポート体制の確立（各種奨学金の提供）を挙げることができる。

(2) 約束の履行状況

上記①から④については、ほぼ完全に実施している。

法律基本科目には、原則として授業時間に引き続いてオフィスアワーを置いて、学生からの質問に対応できるように配置しているが、時間割の関係上やむなく、他の授業科目（選択科目）とバッティングしてしまうことがあるが、このような場合は、個々の教員がオフィスアワーを使えない学生のために個別的に質問時間等を作るなどの工夫をして対応している。

2 点検・評価

科目開設と教員の配置、学修サポート体制の充実、充実した学習環境の整備、経済的なサポート体制の確立等、学生に約束した重要事項については実施できている。

3 自己評価

合

4 改善計画

科目開設の適切性については、学生や修了生等の意見を考慮し、2013年年度新カリキュラムとして、より適切な科目の開設を実施していく予定である（5-1（1）参照）。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、創価大学の建学の精神を踏まえ、かけがえのない人生に対して深く共感しうる豊かな人間性、法曹としての必須の基礎力と確固たる実力を備えた法曹を養成することを目標としている。それらを踏まえ、本法科大学院が養成しようとする法曹像として「生活者の側に立つ人間性豊かな法曹」「人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹」「国際競争力を備えたビジネスロイヤー」を学生受入方針であるアドミッション・ポリシーで挙げていたが、2013年度入学試験からは、アドミッション・ポリシーの改正¹⁹を行い、創価大学の建学の精神を踏まえた「創造的人間の育成」という創価大学のミッションステートメント²⁰およびその精神を敷衍した創立者の期待する法曹の使命と責任を全うしうる法曹を養成することをその目標としたうえで、①人権、②民衆の幸福、③社会正義、④平和を法曹が目指すべき「善の価値」と位置づけ、これら善の価値を創造しゆく法曹を養成するとの考えに基づき、「他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹」「平和に貢献する法曹」「堅固な基盤＝実力を備えた法曹」を挙げている（1-1参照）。

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院においては、現在5つの入学試験を実施している。S日程試験としてスカラシップ入学試験、A日程試験として法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験、法学既修者入学試験、B日程試験として法学既修者入学試験である。なおS日程試験の合格者は、A日程及びB日程の既修者入学試験と同日に行われる既修者認定試験（法律科目試験のみ）を受験することができ、合格すれば既修者の認定を受けることができる。

2010年度入試より「社会人・非法学部出身者特別入学試験」を、2011年度入試より「スカラシップ入学試験」（S日程試験）をそれぞれ導入した。

いずれの入学試験においても入試委員会で作成し、研究科委員会で承認された書類審査基準²¹に基づいて、第1次選抜としての書類審査を行っている。

なお、法科大学院全国統一適性試験の得点が、総受験者数の下位から15パーセント未満の者は、これまでも入学させてこなかったが、2013年度入試より、

¹⁹ 資料A7-2「2012年度入学試験要項」1頁及び資料A7-1「2013年度入学試験要項」1頁参照。

²⁰ 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

²¹ 必要提出書類である法科大学院全国統一適性試験、自己推薦書、成績証明書及び任意提出書類の各提出書類の評点化を行う基準である。2004年度入試において作成し、以後適宜修正しつつ運用している。必要提出書類及び任意提出書類については資料A7「入学試験要項」を参照。

15 パーセント未満の者は入学することができない入学最低基準点の制度を導入し、これを入学試験要項等に公表した²²。

いずれの入学試験も第1次選抜に合格した者につき、第2次選抜として集合試験を行う。筆記試験である法律科目試験（法学既修者入学試験）、小論文試験（法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験）、及び面接試験（すべての試験）を実施する。

2011年度入学試験より導入したスカラシップ入学試験（S日程試験）は、法曹への確固たる目標を持ち、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに特に相応な人物を選抜することを目的として、詳細な自己推薦書の提出と、十分な時間をかけた面接試験を課している。

（3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院の目指すべき法曹像の養成に適合する人物を選考すべく、アドミッション・ポリシーを明確にし、これをホームページ、入学試験要項に明示し、受入方針を明らかにし公開している²³。

また、本法科大学院の選抜基準、選抜手続の内容については、入学試験要項記載のとおりであり、ホームページにも掲載している。

これらの情報は、上記の方法で公開するほか、入試説明会（大学内、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の6会場で開催）において、受験生等に開示をするとともに、質問等にも答えている。

（4）選抜の実施

過去3年間の入試競争倍率は、以下のとおりであり適正な倍率を確保している。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
133	55	242	130	49	265	110	37	319

2009年度から2013年度の各入学者選抜（なお2013年度入学試験B日程試験は来春実施予定）は、いずれも、入試委員会及び研究科委員会の審議を経て、予め明確な入学者選抜基準と選抜手続を定め、これに基づいて選抜を行っている。

第1次選抜である書類審査では、前述した書類審査基準に則って実施している。第2次選抜では、筆記試験である法律科目試験（法学既修者入学試験）、小論文試験（法学未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験）及び

²² 資料 A7-1 「2013年度入学試験要項」 2頁(4)参照。

²³ 法科大学院ホームページ (http://hoka.soka.ac.jp/about_law/admission-policy.html)、資料 A7-1 「2013年度入学試験要項」 1頁～2頁。

面接試験（すべての試験）の各試験における評点化、また適性試験や書類審査得点を含めた総合得点方式における評点化の配分については、配点基準に則って実施している。

第2次選抜における各採点方法であるが、小論文試験については、採点者を3人一組にして2組作り、同一の答案を3人で採点してその公平性を担保している。また、法律科目試験については、各科目とも2人の採点委員が同一答案を採点する方式を採っている。

2011年度入試より導入したS日程における面接試験は、面接委員を3人1組として、受験生一人当たり20～30分程度の時間をかけて志望動機、目指す法曹像や学部等での経験等を聞いて、本法科大学院の目指すべき法曹像に合致しているかを検討し、さらに予め面接員3人で選定した時事問題等で理解力、論理的思考力、思考の柔軟性などを審査している。

A日程試験における面接試験は、面接委員を2人1組にして7組程度作り、予め作成された共通問題を予め定められた採点基準に則り評価をしている。なお、B日程試験における面接試験もA日程試験と同様に実施されている。

2010年度入試より導入した社会人・非法学部出身者特別入学試験の面接試験では、受験生一人当たり20～30分程度の時間をかけて志望動機、従来の経験がどのように生かされるか等をじっくり聞いている。その他に共通問題を使用する点では同じである。

A日程試験の面接試験における共通問題は、未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験、既修者入学試験の各試験を併願する受験生の負担を考慮し、同一試験問題を出題している。その際、受験生に不公平が生じないように、法律知識の多寡によって影響が出ないように配慮した問題を作成している。

また入学者選抜についての、受験者等からのクレームはメールや投書、口頭を含めて、これまでは一切ない。

2 点検・評価

本法科大学院においては、学生受入方針が明確にされており、それに合致した公正・公平な選抜基準・選抜手続が取られている。また、未修者選抜において法律知識を問うことはない。適性試験の利用についても適切である。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

A日程及びB日程の「法学既修者入学試験」(別口入試方式)に合格した者を法学既修者として入学させていて、合格者数(定員)は、A・B日程合わせて6人~12人程度としている。

また、スカラシップ入学試験合格者のうち、A・B日程に行われる既修者認定試験に合格すれば法学既修者として入学させている²⁴。既修者認定試験は、法学既修者入学試験と同一の法律科目試験のみ課している。

法学既修者入学試験における法律科目試験は、民事系科目(民法、商法、民事訴訟法)、公法系科目(憲法)、刑事系科目(刑法、刑事訴訟法)に分けて行っている²⁵。ただし、2011年度入試より、公法系科目の出題範囲から「行政法」を除いた。2010年度のカリキュラム改定に伴う措置である。

法学既修者単位認定については、1年次に設置する法律基本科目群に属する34単位分の科目を一括して修得したものと認定している(大学院学則第18条第1項第4号²⁶)。

(2) 基準・手続の公開

上記のような法学既修者の選抜については、2013年度入学試験要項3頁以下(資料A7)及びホームページに開示している。開示時期は、概ね毎年6月中旬である(2013年度入試は6月14日にホームページ開示)。

(3) 既修者選抜の実施

2-1・1(4)で述べたように、まず第1次選抜である書類審査を行い、合格した者に対して、第2次選抜である集合試験(法律科目試験及び面接試験)を実施する。

法律科目試験については、各科目で2人の採点委員が同一答案を採点する方式を採っている。面接試験は、面接委員を2人1組にして、各組が予め作成された共通問題を予め定められた採点基準に則り評価をしている。A日程における面接試験は、未修者入学試験、社会人・非法学部出身者特別入学試験との共通問題を使用し、B日程試験における面接試験は独自問題で実施されている。

過去3年間の既修者選抜試験の実施状況は、次頁の表のとおりであり、また法学既修者の入学状況も次頁のとおりである。

²⁴ 資料A7-1「2013年度入学試験要項」2頁(11)・3頁。

²⁵ 資料A7-1「2013年度入学試験要項」6頁。

²⁶ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」6頁~7頁。

○既修者選抜試験の実施状況

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
40名	6名	667	38名	7名	543	39名	7名	557

○法学既修者の入学状況

	2010年度		2011年度		2012年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	32名	5名	35名	8名	28名	8名
学生数に対する割合	100%	15.6%	100%	22.9%	100%	28.6%

2 点検・評価

以上のように既修者選抜は、公平・公正に行われ、選抜基準・選抜手続も明確であり適切な時期及び方法で広報されている。現在に至るまで、既修者選抜の公開・公平さに疑問を提起される事態はない。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

2-3 入学者の多様性の確保

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

法学系学部以外の学部を卒業した者または入学年度が始まるまで（2013年度入試の場合は2013年3月末日まで）に卒業見込みの者²⁷

(2) 実務等の経験のある者の定義

最終学歴卒業後3年を経過した者またはこれに準ずるもの（長期にわたる豊かな社会経験を有したのちに大学に入学し卒業した者は「これに準ずる者」とする）²⁸

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2012年度	28名	1名	1名	2名
合計に対する 割合	100.0%	3.6%	3.6%	7.1%
入学者数 2011年度	35名	4名	1名	5名
合計に対する 割合	100.0%	11.4%	2.9%	14.3%
入学者数 2010年度	32名	2名	4名	6名
合計に対する 割合	100.0%	6.3%	12.5%	18.8%
3年間の入学者数	95名	7名	6名	13名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	7.4%	6.3%	13.7%

(4) 多様性を確保する取り組み

2010年度から社会人・非法学部出身者特別入学試験を実施しており、この入試の受験者は、2010年度が21人（5人合格）、2011年度が10人（5人合格）、2012年度が8人（2人合格）となっている。すべての入試の受験者で見ると、2012年度入試では、110名中、実務等経験者で18人、非法学部出身者で9人、

²⁷ 資料 A7-1「2013年度入学試験要項」4頁参照。

²⁸ 資料 A7-1「2013年度入学試験要項」4頁参照。

合計 27 人 (24.5%) が受験している。

また、本法科大学院独自の入試説明会を、社会人も参加しやすいよう、交通の便が良い会場で、休日の夕方からの時間帯に実施する取り組みを行っている。さらに、業者主催の交通の便が良い会場で休日に開催される入試説明会にも積極的に参加し、各種入試説明会については、ホームページ等で広報に努めている。

社会人・非法学部出身者特別入学試験の選抜実施状況については、他の入学試験と同様に選抜基準、選抜手続を入学試験要項 (資料 A7)、ホームページを通じて公表している。受験者数、合格者数についてもホームページ²⁹や法科大学院パンフレット³⁰で公表している。

社会人・非法学部出身者特別入学試験の面接試験においては、特に社会人あるいは非法学部での経験について時間をかけて聞き、積極的に評価することとしている。

2 点検・評価

司法試験の合格率の低迷や就職難等のマスコミ報道などもあって、実務等経験者・非法学部出身者の法科大学院及び司法試験離れがより一層深刻さを増している状況であり、本法科大学院においても、その減少に歯止めがかからない状況である。ただしこの状況は、ここ 2~3 年の現象であり、2009 年度~2011 年度修了生のうち、実務等経験者は 22 人、非法学部出身者は 15 人、合計 37 人が修了しており、全修了生 116 人に対する割合は 31.90%と 3 割を超えている。

本法科大学院では、入学者に対する実務等経験者・非法学部出身者の比率を上げるため、社会人・非法学部出身者の特別入試制度を設けて、受験者を確保し、独自の選抜基準を設けて実施するなどして、入学者の多様性の確保のための努力はしており、今後も入学者が増加すよう努力を続けたい。

3 自己評定

C

4 改善計画

実務等経験者及び非法学部出身者の入学比率を上げるためには、受験者を増やすしかない。そのため、あらゆる機会を通して広報に力を入れるとともに、さらなる制度改革へ向けて、今後とも検討していく。

²⁹ 法科大学院ホームページ：過去の入試について (<http://hoka.soka.ac.jp/student/data.html>)。

³⁰ 資料 A2-1「法科大学院パンフレット 2013」31 頁参照。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の収容定員数は105人であり、専任教員数は21人である。

専任教員の採用時の適格審査は、創価大学教員の任用手続に関する規程³¹によるが、研究者教員について研究業績（過去5年間の研究業績とそれ以前の研究業績）を審査対象として業績審査委員2人によって判定し、実務家教員については研究業績（これがない場合には不要）と実務で取り扱った主要な事件の訴状・答弁書・準備書面等を審査対象として業績審査委員2人によって判定し、採用が妥当であるか否かを業績審査委員による審査報告に基づいて研究科委員会における投票によって決定する仕組みをとっている。

専任教員の昇任時における審査は、創価大学教員昇任手続に関する規程³²及び創価大学教員昇任基準³³により、昇任選考委員会を構成し審査にあたり、教育・研究期間、その後の研究業績、法科大学院の授業の教材開発の実績等を審査対象として、業績審査委員の審査報告及び研究科委員会での投票によって決定する。

また、本年の自己点検時においては、各専任教員から提出された「教員個人調書」をもとに、研究科長及び研究科長補佐で検討を行い、以下のとおり検証した。

ア 研究者教員9人は、7人が5年以上の法科大学院における指導経験を有している。残り2人は2年以下の指導経験しかないが、5年以上の専任教員または非常勤講師の経験を有している。また9人全員が、高度の法学専門教育を行う能力を証する5年以内の研究業績を有している。

イ 実務家教員12人は、9人が5年以上の法科大学院における指導経験を有している。残り3人は2年以下の指導経験しかないが、うち1人は5年以上の非常勤講師の経験を有しており、2人は実務上の実績がある（1人は派遣検察官）。また12人中、10人が高度の法学専門教育を行う能力を証する5年以内の研究業績を有しており、残る2人も実務上の実績が顕著である。

³¹ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

³² 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

³³ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

(2) 法律基本科目ごとの適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	2名	2名	1名	1名	1名	1名

(3) 実務家教員の割合

本法科大学院には21人の専任教員があり、そのうち「5年以上の実務経験」を有する実務家教員の専任教員数は12人である。

12人の実務経験年数内訳は、検事経験15年以上1人、同10年以上2人、弁護士経験20年以上8人、同15年以上1人である。

(4) 教授の数

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	19名	2名	21名	11名	1名	12名
計に対する割合	90.48%	9.52%	100%	91.67%	8.33%	100%

2012年5月1日現在の数。

本法科大学院における教授の資格要件は、創価大学教員昇任基準第2条³⁴に拠る。また認定手続は、前述の(1)における審査のとおりである。

2 点検・評価

教員の適格性の審査及び検証は、採用時、昇任時及び自己点検時と厳格に行っている。また、下記のとおり専任教員の必要数は、いずれも文部科学省及び貴財団の基準を満たしている。

学生比率（収容定員比率）では、専任教員数21人に対して収容定員数は105人であるので、学生5人に専任教員1人となる。学生15人に1人の専任教員という基準を上回っている。

法律基本科目ごとの教員数では、すべての分野において1人以上の専任教員がおり、基準の必要数を満たしているとともに、憲法を除く6分野で研究者教員と実務家教員の両方を配している。

³⁴ 資料 A5 「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

実務家教員の比率では、専任教員 21 人中、実務家教員は 12 人であるので、実務家教員比率は 57.1%となる。実務家教員比率が 20%以上という基準を上回っている。

教授の比率では、専任教員 21 人中、教授は 19 人であるので、教授比率は 90%を超える。専任教員の半分以上が教授という基準を上回っている。

3 自己評定
合

4 改善計画
特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、専門職大学院設置基準、本学人事規程及び本法科大学院が設置する科目等に照らして適宜検討している。

「ダブルカウント」の教員は、現在法学部とのダブルカウント教員が1人（刑事訴訟法）いるが、来年度には、新規採用の刑事訴訟法専任教員が、所定の手続を経て内定しており、現在の刑事訴訟法専任教員は、法学部専任教員となる。

これにより学部との「ダブルカウント」の解消が達成される。このほかに、大学院法学研究科博士後期課程との「ダブルカウント」教員が3人いるが、この3人についても法学研究科の兼任を外す方向で検討している。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

継続的な教員確保に向け、今後15年間で定年退職や契約期間満了による退職が予定されている教員の一覧表を作成し、その補充や強化のため新規採用する教員数を、年度ごと及び分野ごとに把握している。

また、他大学からの教員の採用とともに、本学の法科大学院の学生の中から、将来、法科大学院の教員を指す学生のために、「リサーチペーパー」という科目を設置し、それに対応して「リサーチペーパー」を修士論文に準ずるものとしている。また法科大学院修了者のうち、研究者を目指す学生の相談に積極的に対応して、他大学の博士後期課程に進学している者もいる。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本学専任教員の採用及び昇任においては、教育に必要な能力が求められている。採用及び昇任の基準となる創価大学教員昇任基準³⁵では、教育研究上相当な業績をあげた者と明記している。

また、教員の教育に必要な能力の維持・向上のための取り組みとして、毎年2回教員研修懇談会、授業の相互参観、学生授業アンケートを通して、教育能力の維持・向上を図っている。その他大学全体としても、教育・学習支援センター³⁶が中心となって教育能力向上のため、各種セミナーを開催している（4-1参照）。

若手教員が教育に必要な能力を向上させる取り組みとしては、先輩教員が使用教材等について事前に説明や意見交換を行い、初年度は、若手教員と先輩教員とで共同授業を実施している。

³⁵ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

³⁶ 創価大学教育・学習支援センターホームページ参照 (http://cet1.soka.ac.jp/for_teacher.html)。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の能力評価については、大学全体で「教員の総合的業績評価制度」が検討中であり、2014年度実施を目指している。法科大学院の教員も同制度で評価されるが、評価基準は法科大学院独自なものとなる予定である。

2 点検・評価

本法科大学院は、研究科長を責任者として、年度別の新規教員採用予定数を考慮し、法学部長とも連携をとりつつ、研究者教員・実務家教員の確保に向けて、積極的に取り組んでいる。また、研究者教員の養成についても一定の努力を行っている。

さらにFD活動で、教員の教育能力の維持・向上を図るとともに、昇任時及び自己点検時に教員の教育能力を検証する体制を構築している。

3 自己評定

A

4 改善計画

2013年4月から専任教員2名を新規採用する予定であり、これにより刑事訴訟法のダブルカウントが解消されるほか、40歳代の民事系実務教員が新たに加わる予定である。今後も比較的若手の専任教員の確保が重要な課題である。とりわけ若手の有能な研究者教員の養成・確保に向けて、今後も鋭意努力していきたい。

3-3 教員体制・教員組織 (3) 〈専任教員の構成〉

1 現状

(1) 専任教員の配置バランス (2011 年度後期及び 2012 年度前期)

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	49	59	17.29	16.50
法律実務基礎科目	12	18	16.18	23.00
基礎法学・隣接科目	4	3	22.50	24.00
展開・先端科目	40	20	8.21	7.29

[注] 1. 週2回授業を行う科目であってもクラスは1とした。

2. 複数のクラスに分かれていて、途中で入れ替えを行うクラスの履修登録者数は履修時の人数とした。

科目ごとの教員数は、憲法1人、行政法3人、民法5人、商法2人、民事訴訟法3人、刑法2人、刑事訴訟法3人、環境法1人、知的財産法1人、国際関係1人、外国法3人、実務系12人の専任教員を有し、科目間の配置バランスは適正である。(人数は重複してカウント)

(2) 教育体制の充実

各科目群のクラス数に対する専任教員数は、上記の表のとおりである。法律基本科目群及び法律実務基礎科目群における専任教員数は、クラス数を超えている。この両科目群で兼任教員又は非常勤教員のみで担当している科目は、法律基本科目群・法律実務基礎科目群それぞれ1科目のみとなっている(民法V、法情報調査)。

2 点検・評価

教員の科目別構成は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足している。また、科目群ごとの専任教員比率でも、全ての科目群で5割を上回っており、法律基本科目群及び法律実務基礎科目群で特に高い。

さらに、クラスごとの履修登録者数平均は、いずれも30人を下回っており、少人数教育の実態が表わされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

1 現状

(1) 教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	1名	0名	6名	1名	1名	9名
		11.11%	0.00%	66.67%	11.11%	11.11%	100.0%
	実務家教員	1名	2名	5名	4名	0名	12名
		8.33%	16.67%	41.67%	33.33%	0.00%	100.0%
合計		2名	2名	11名	5名	1名	21名
		9.52%	9.52%	52.38%	23.81%	4.76%	100.0%

2012年5月1日時点での年齢。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成の中心は、50歳～59歳であり、この年代は、教育・研究面において最も充実している年代である。それに若手の39歳以下、40歳～49歳及び60歳～69歳の年齢の教員を配置することにより、バランスの取れた教員構成となっている。

また専任教員21人の平均年齢は、55.57歳であるが、70歳の教員1人及び69歳の教員1人は、今年度で退職予定であり、また、2002年4月以降採用の専任教員の定年退職年齢は65歳と引き下げられているところから、平均年齢は今後下がるものと思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

よりバランスのとれた年齢構成を実現する努力を今後も継続していきたい。

3-5 教員のジェンダーバランス

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	7名	8名	14名	8名	37名
	18.92%	21.62%	37.84%	21.62%	100.0%
女	2名	4名	0名	2名	8名
	25.00%	50.00%	0.00%	25.00%	100.0%
全体における 女性の割合	28.57%		8.33%		

2012年5月1日現在の数。

2 点検・評価

専任教員における女性比率は28.57%である。前回(2007年度)の認証評価時では、女性比率が11.11%(2名)と低かったが、その後女性専任教員の採用を積極的に行った結果、大きく改善された。最近5年間で新規採用された専任教員8人中、5人が女性教員である。

3 自己評定

B

4 改善計画

本法科大学院では、今後教員採用にあたり、ジェンダーバランスの良い教員構成を考えており、専任教員は勿論、兼任教員・非常勤教員の採用に当たっては、女性教員の積極的な登用を図っていく所存である。

3-6 担当授業時間数

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2010年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3.5	2	1	0	1 コマ 90分
最 低	0	2	2	1	0	
平 均	1.8	2.7	2	1	0	

【2010年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3	1	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	1.5	1	0	0	
平 均	1.6	2.2	1	0	0	

【2011年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3.5	2	1	0	1 コマ 90分
最 低	0	1	2	1	0	
平 均	1.7	2.4	2	1	0	

【2011年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	3	3	1	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	1.5	1	0	0	
平 均	1.7	2.4	1	0	0	

【2012年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	3.5	2	1.5	0	1 コマ 90分
最 低	0	2	2	1.5	0	
平 均	2.0	2.7	2	1.5	0	

【2012 年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	4	4.5	1	1	0	1 コマ 90分
最 低	0	2	1	1	0	
平 均	1.9	3.1	1	1	0	

※上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧は、資料B1「2010年度～2012年度専任教員担当授業コマ数一覧」参照。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2010 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	10	9	4	4	3	2.5	1 コマ 90分
最 低	4	4	2	1.5	2	1	
平 均	6.1	6.5	2.8	2.7	2.5	1.8	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	8.5	8	4.5	4	3	2.5	1 コマ 90分
最 低	4	3	2	2	2	1	
平 均	6.1	5.9	3.0	3.0	2.5	1.8	

【2012 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	9	9	4.5	5.5	3	2.5	1 コマ 90分
最 低	3	3	2	2	2	1	
平 均	5.9	4.7	3.2	3.7	2.5	1.8	

※教員ごとのコマ数は、資料B1「2010年度～2012年度専任教員担当授業コマ数一覧」参照。

2 点検・評価

(1) 法科大学院における授業のコマ数は、研究者教員及び実務家教員とも3コマ以内であり、適正な範囲内である。他大学・他学部の授業数も含めたコマ数では、実務家の専任教員については、学校法人創価大学教育職員授業担当規程³⁷第2条第1項第6号で定める本学教員の責任コマ数(4コマ以上)の範囲内であり、おおむね担当コマ数は適当である。そのため授業の準備等を十分にすることができると思われる。これに対し、研究者教員は、学部・大学院・他大学の非常勤もあることから、認証評価の目安である5コマ基準を超過する教員の数が多い。2010年度～2012年度の前期・後期のコマ数平均も、今年度後期を除けば5コマ基準を超過している。

(2) ただし、2012年度における創価大学全体の専任教員の学内授業担当コマ数平均(他大学でのコマ数を除く)は6.37コマであり、法科大学院の研究者教員のコマ数は平均を下回っている。

(3) 法律基本科目にはオフィスアワーを設定している。オフィスアワーでは、学生からの教育内容や授業に対する質問や要望を聞く機会にしているが、学生の参加は任意であり、学生の参加がある場合のみ実施している。

(4) 以上のとおり、研究者教員については、5コマ基準を超えている教員が多く、一部教員については負担を軽減する必要があるが、これも解消できる見込みである。また、研究者教員が、法学部・大学院・他大学で担当する科目内容は、法科大学院の科目と重複するものが多く、しかも90分授業となっていることから、実質的に過度の負担となっているわけではない。その意味で「十分な授業準備をすることができる程度の適正なもの」といえる範囲に止まっている。

3 自己評価

B

4 改善計画

特になし。

³⁷ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

3-7 研究支援体制

1 現状

(1) 経済的支援体制

創価大学として、専任教員の研究活動を経済的に支援する体制として、以下のものがある。これは法科大学院専任教員も等しく適用される。

ア 個人研究費

専任教員の個人研究費は、1人年額43万円であり、全員に支給される。その用途の範囲は、研究資料入手等費用と研究出張費である。詳細は、創価大学個人研究費規程³⁸⁾による。

イ 海外学会出張補助費

専任教員が、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で、研究発表または会議の運営について重要な役務を担当するときは、研究出張費とは別に、年額10万円を限度として支給される。2012年度には1人の法科大学院専任教員が、この出張補助費の支給を受けている。

ウ 研究開発推進助成金

文部科学省の科学研究費補助金が不採択になった専任教員の研究活動を補助するための学内助成金で、不採択の評価レベルによって30万円もしくは10万円が支給される。2009年度には1人の法科大学院専任教員が、30万円の助成金の支給を受けている。詳細は、創価大学教員研究開発推進助成金規程³⁹⁾による。

エ 共同研究プロジェクト

本学専任教員が研究代表者であり、2人以上の若手研究者からなる共同研究プロジェクトに対して年額300万円以下の助成金が支給される。詳細は、創価大学次世代共同研究プロジェクト規程⁴⁰⁾による。

オ 出版助成金

専任教員で、博士論文を出版する者に対して1件当たり150万～100万円程度の出版助成をしている。2011年度には1人の法科大学院専任教員が、この制度から助成金の支給(100万円)を受けている。

カ 特別研究員制度(研究休暇制度)

専任教員が、学部や大学院の枠により半年間の授業及び校務が免除され研究に専念できる制度。この間の給与は保障され、個人研究費も支給される。2012年度の法科大学院の枠は、法学部と合わせて2人である。詳細は、創価大学特別研究員に関する規程⁴¹⁾による。

³⁸⁾ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

³⁹⁾ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

⁴⁰⁾ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

⁴¹⁾ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員は、原則として、1人1室の研究室（床面積 21 m²～27 m²）を持ち、各研究室のコンピュータや自宅のパソコンから学内外のデータベースを利用できる体制を整えている。基本的に法科大学院生がアクセスできる各種データベースは、専任教員及び非常勤講師はアクセスが可能である。また法科大学院図書室は、教員も利用することができる。

(3) 人的支援体制

法学部・法科大学院事務室に職員が8人おり、個人研究費及び公的研究費の管理、科学研究費補助金申請支援等教員の研究活動をサポートしている。また法律系データベースについては、図書館職員がサポートしている。

(4) 在外研究制度

専任教員は、1年間または半年間の在外研究を申請することができ、研究費として1年間で300万円、半年間で160万円が支給される。その詳細は、創価大学在外研究員の選考手続に関する細則⁴²、創価大学教育職員の在外研究に関する細則⁴³に拠る。また、特別研究員制度を使って在外研究をすることもできる。

(5) 紀要の発行

本法科大学院として、2005年以来「創価ロージャーナル」を年1回程度発行している。最新号は、第5号（2012年3月発行）⁴⁴であり、収録論文は7編（うち本法科大学院専任教員が執筆したのは6編）である。

2 点検・評価

研究費等の教員の研究に対する経済的な支援体制は十分なものであり、実務家教員も研究者教員と同等の研究支援を受けることができる。在外研究や特別研究については、授業担当の関係から、これまで法科大学院専任教員が両制度を利用することが困難な状況にあったので、2011年度から制度の定員枠を法学部と合算することで、法学部教員の協力を得て利用しやすいものに改善した。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も更なる研究支援体制の充実に向け、改善努力していきたい。

⁴² 資料 A5 「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

⁴³ 資料 A5 「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

⁴⁴ 資料 B2 「創価ロージャーナル第5号」。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

1 現状

(1) 組織体制の整備

ア FD・自己点検委員会

本法科大学院では、大学院学則第2条第2項に基づき、法科大学院FD・自己点検委員会を設置している。その構成員と活動内容は創価大学法科大学院FD・自己点検委員会規程⁴⁵のとおりである。

イ 公法系・民法系・刑事法系の各部会

本法科大学院では、理論と実務を架橋した高度な法学専門教育を実現することを目指し、研究者教員と実務家教員が、主に法律基本科目と法律実務基礎科目に関する授業内容の研究とその改善のために協働して組織的に取り組むために、公法部会、民法部会及び刑事法部会を設置している。各部会においては、部会の責任者を定め、研究者教員と実務家教員とが授業実施の方針や運営方法はもとより、授業相互の情報交換・課題の負担の状況、教材開発、更には到達目標の設定等について、鋭意、協議・検討を行っている。そのうえで、各部会相互の調整等が必要な場合は、その都度、教務委員会や研究科委員会がその任に当たっている。

(2) FD活動の内容

ア FD・自己点検委員会

FD・自己点検委員会は、2007年度から定例化が図られ、中間アンケート・期末アンケート、授業相互参観制度の実施など、教育内容の充実、教育方法のスキルアップに向け具体的な内容を協議し、実施後、それぞれの結果について組織的な分析検討を行い、改善点があればそれを協議し、FDに向けた具体的な方策について、教務委員会及び研究科委員会に提案を行っている。また、外部研修会やシンポジウムなどへの積極的参加を勧奨している。

イ 教員研修懇談会

2004年4月以降、原則として、毎年、春と秋の2回、本法科大学院の専任教員、兼任教員及び非常勤講師が参加して、教育内容・教育方法の改善のための教員研修懇談会を実施している。外部からの講師も積極的に招聘し、FDに対する意識啓発活動を通して、授業内容・方法の改善に向けた研修を行っており、授業内容・方法の改善に一定の成果が現われている。

⁴⁵ 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

ウ FD研修会

上記教員研修懇談会のほか、各月の研究科委員会開催後、適宜にFD研修会を行い、当面する教育内容・教育方法等に関する諸問題につき、研鑽している。

エ 担当教員によるFD

(ア) 系ごとのFDについて

公法系・民事系・刑事系の各部会では、2010年法科大学院協会によって作成・公表された「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」（以下、「共通モデル」という）を基に、本法科大学院独自の各系・各科目の到達目標（以下、「本学目標」という）を設定して、2年間ないし3年間の教育内容・教育方法の改善に向けて、鋭意、努力している。

(イ) 科目ごとのFDについて

単独教員で実施している科目は、その教員による教育内容と教育方法の改善の努力がなされている。また、複数教員で実施している科目についても、同一教材の開発、教授内容の調整、担当教員のローテーションを通じて、相互啓発を図り、教育方法の改善に向けて真摯な努力が為されている。上記の本学目標の設定・実施等も意識しながら、自己研鑽・共同研鑽に努めている。

(ウ) 研究者教員と実務家教員が協働するFDについて

研究者教員と実務家教員の双方が協働して担当する2年次・3年次の演習科目（公法総合Ⅰ・Ⅱ、民事法総合Ⅱ～Ⅵ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲ）については、授業の教材開発、授業の運営、教育方法の改善に向けて、実務家・研究者のそれぞれの視点から、春季休業時・夏季休業時等に打ち合わせを行い、また、毎回の授業の前後でも検討を加えている。なお、本法科大学院、本学の大学院法学研究科・法学部の研究者教員を中心とする「民事法研究会」には、実務家教員も参加して、新たな研究の成果を共有するよう努めている。

(3) 教員の参加度合い

前述した教員研修懇談会の参加状況は、概ね専任教員が20人前後、兼任教員が6人前後、非常勤教員が4人前後、チューターも6人前後が出席している。また、FD研修会には、各月定例の研究科委員会終了後に開催されているため、専任教員20人程度が毎回参加している。

(4) 外部研修等への参加

法科大学院のFD・自己点検委員会の委員を中心に、法科大学院協会、日本弁護士連合会、日弁連法務研究財団等が主催するシンポジウムや意見交換会等

の各種会合に参加し、教員研修懇談会などでその内容を報告している。

なお、本学に設置されている法科大学院要件事実教育研究所が、毎年12月頃に、研究会を定例的に開催しており、多くの専任教員、兼任教員、非常勤教員が参加している。また、創価大学として全学的な規模での教育内容・教育方法の研修会として、教育・学習支援センターが主催の「FDフォーラム」を毎年1回実施しており、本法科大学院の専任教員にも、右研修会への積極的参加を促している⁴⁶。

(5) 相互の授業参観

教員相互の授業参観は、2006年度後期から実施しており、専任教員の実施状況は、2010年度前後期が各35%、2011年度前後期が各38%、2012年度前期が80%と、ようやく定着しつつ状況にある。

授業参観の実施期間は、FD・自己点検委員会で一定の期間を定め、当該期間内に各教員が参観を実施するよう、研究科委員会開催のおり、FD・自己点検委員会委員長が、各教員に対してその徹底周知を図っている。授業参観を行った教員は、「授業参観報告書」を作成・提出し、FD・自己点検委員会は、提出された報告書を取り纏め、授業参観の実施状況及びその内容等を検討の上、研究科委員会に報告している。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

各月に開催される研究科委員会終了後、約1時間程度のFD研修会を開催するよう心掛け、その都度、当面課題とされる教育方法及びその改善の方策をめぐって、活発に議論してきている。

2 点検・評価

FD・自己点検委員会は、2010年度からはほとんど毎月開催され、FD・自己点検の課題を明確にしている。教員研修懇談会も、春と秋に年2回に定期的で開催されているほか、FD研修会の定例的な開催も実施されるようになってきている。学外の研修会やシンポジウムにも積極的に参加をし、その内容を教員研修懇談会等において報告するなどすることで、教員間で情報を共有するように努力している。

授業相互参観も、前期・後期の2回実施し、その効用も教員間において次第に浸透しつつあり、それほど抵抗感なく受け入れられるようになってきている。

公法部会、民事法部会、刑事法部会においては、総合科目（演習）や法律実務基礎科目は複数教員で担当しているところ、各科目とも、毎回の授業に際し、授業内容、方法等について各教員間で協議を行いながら、授業を進行しており、その際、授業の問題点や課題なども話し合われるので、これは実質的なFDに

⁴⁶ 最近5年間のFDフォーラムの内容は、資料B6「創価大学FDフォーラム開催案内」参照。

もなっている。また、各科目群の到達目標の設定が、共通モデルを基に各部会で種々検討されてきた結果、各系・各科目の本学目標の作成についても一定の成果を見てきており、さらには独自の教材開発も特段に進捗してきているところである。

授業内容・方法の改善に向けた組織的な分析検討について、本格的な議論がなされるようになってきており、FD活動の実施計画の策定とそれを受け入れる教員の意識も向上してきている。

3 自己評価

A

4 改善計画

本法科大学院においては、各系・各科目につき独自の本学目標を策定し、それに基づいた授業を行っているが、今後とも以前に増して試行錯誤を繰り返しながら、より充実した科目内容の授業に向けて改善・努力していきたい。

4-2 学生評価

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

ア 授業アンケート

授業アンケートは、中間授業アンケートと期末授業アンケートを、全科目について実施している。

イ 中間授業アンケートの実施内容と回収率⁴⁷

(ア) 中間授業アンケートは、各学期の授業中間時点において、無記名、紙媒体での自由記述方式で行っている。アンケート項目は、「この授業で大変良い・良いと感じた点」「より良い授業のために改善してほしい点」の2項目である。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室前に備え置きを担当教員のレポートボックスに提出させている。なお、2012年度からは履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。

(イ) アンケート実施科目数、回答者数及び回答率は下記のとおりである。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2010年度前期	41	899人	518人	57.62%
2010年度後期	44	691人	408人	59.04%
2011年度前期	42	851人	206人	24.21%
2011年度後期	42	643人	459人	71.38%
2012年度前期	36	772人	608人	78.65%

ウ 期末授業アンケートの実施内容と回収率⁴⁸

(ア) 期末授業アンケートは、各学期の修了時において、無記名で定型のアンケート項目を設定して、ポータルサイトにおける択一式の回答方式で行ってきたが、2012年度前期からは、原則として当該授業の最終回に、紙媒体による質問項目が記載された書面、マークシート及び自由記述用の用紙を配布して、書面に記入する方法に変更した。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室に提出させている。なお2012年度から、履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。

(イ) アンケート実施科目数は概ね40科目で、回収率は、2011年度までのポータルサイトによる実施では30~40%であったが、2012年度前期では約90%となった。

⁴⁷ 資料 A14 「学生授業評価アンケート記録」 参照。

⁴⁸ 資料 A14 「学生授業評価アンケート記録」 参照。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2010年度前期	44	922人	393人	42.62%
2010年度後期	46	756人	311人	41.14%
2011年度前期	43	839人	318人	37.90%
2011年度後期	44	684人	220人	32.16%
2012年度前期	37	772人	692人	89.64%

エ 教育環境等アンケート

教育環境・設備・学修指導に関するアンケートを、年1回、学年末に実施する。当該アンケート結果については、法科大学院事務室が「教育環境等アンケート報告書」として作成し、FD・自己点検委員会に報告する。

(2) 評価結果の活用

ア 中間授業アンケート

(ア) 教員は、アンケート結果を踏まえて、速やかに担当授業の際に、学生に対し、口頭または文書で何らかの回答を行い、その結果を開示している。回答の方法については教員の裁量に任されているが、学生からの意見や要望については、合理性や相当性がありその改善が実施できる場合には、その旨を回答し、実施できない要望事項で回答が必要であると判断される場合には、その理由も付して誠実に回答することとしている。

そのうえで、①履修者数及び中間アンケート提出学生数、②良いと評価された点（要点のみ）、③学生からの意見・要望と教員が応対した内容を記載する「実施報告書」を作成して、FD・自己点検委員会委員長宛に提出している。

(イ) FD・自己点検委員会では、回収率、実施報告書の概要を分析検討し、学生に有益な授業の提供が出来ているかどうか、また、授業に関し何が今問題なのかを検討し、研究科委員会などで適宜その結果を報告している。自由記載欄については、FD・自己点検委員会委員長が当該事項についての記載を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、未だ問題となったケースはない。

イ 期末授業アンケート

(ア) 期末授業アンケートの集計整理は、法科大学院事務室が行い、その結果は、各教員に数値部分と自由記述部分を通知している。学生に対しては、2006年5月から数値部分は開示している（自由記述部分は開示していない）。教員は、数値部分及び自由記述部分について各教員が

総括・自己評価するとともに、アンケート結果に対するコメントを作成したうえで、ポータルサイトに掲載して開示している。数値部分とコメントは、ポータルサイトを通じて学生及び全教員が閲覧できる。

(イ) FD・自己点検委員会では、実施方法や回収率等を含む結果を分析検討し、改善課題等について研究科委員会に報告をしている。自由記載事項欄については、FD・自己点検委員会委員長が当該事項についての記載事項を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、いまだ問題となったケースはない。

ウ FD・自己点検委員会は、教育環境等アンケート報告書の内容を検討の上、適宜研究科委員会等でその結果を報告している。

(3) アンケート調査以外の方法

ア 本法科大学院では、1年次及び既修者入学の2年次の学生を対象に、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして面談を実施している（7－8参照）。その面談の中で、履修している科目の教育内容・教育方法の改善を求める意見が出されることもあり、その意見を集約して、各教員がその意見の内容の共有化を図れるよう努力している。

イ 法科大学院学生自治会（学生の自治組織）役員との研究科長・研究科長補佐の懇談を適宜開催し、学生からの教育内容・教育方法の改善に関する意見を聞く努力をしている。

ウ 毎月1回、補習担当のチューターとの打合せにおいて、教授内容及び学生の理解度についての意見交換をして、フィードバックを得、これを改善のために反映している。

エ 毎年秋、本法科大学院を修了し、司法試験に合格したメンバーと懇談会を持ち、カリキュラムや授業のあり方等について改善した方がよい点などについてヒアリングを行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

期末授業アンケートの回収率向上に向けて、様々検討してきた結果、上記のように、授業最終日にマークシート方式によって実施することにした

2 点検・評価

(1) 中間アンケートは、授業教室で実施し、紙媒体で行われるので、回収率は高い数値を示してきている。学生自身が現在受講している授業の改善に関われることは、自らの利益にも通じることから、提出する学生が多いものと思われる。

教員による自己評価も、学生へも適宜な方法でフィードバックがなされてい

ることから、教員と学生の信頼関係を醸成することにも寄与していると思われる。特に、アンケート実施直後における授業内でのアンケートに記載された教員に対する要望について、いかなる改善策を施すかについて教員が即回答することについては、学生からも好意をもって受け入れられているところである。

(2) 期末アンケートは、2011年度までは、ポータルサイトにおいて実施していたが、学生からの回収率が30%ないし40%台と低迷していたため、2012年度前期からは、書面を配布してマークシート方式で実施することに切り替えた結果、格段に回収率が上昇した。学生に対する開示については、数値部分と自由記述部分を含めた教員側のコメントを、ポータルサイト上に掲載している。

(3) アカデミックアドバイザーによる学生面談の実施、学生自治会との懇談、補習担当のチューターとの打ち合わせ、司法試験の合格者からのヒアリングなど、アンケート調査以外の多様なチャンネルも有効に機能している。

(4) 以上のとおり、本法科大学院では、教育内容や教育方法についての学生の評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは適切に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

よりの確に学生の評価を把握できるアンケート項目の検討、高い回収率の定着化、学生へのより良い的確なレスポンスのあり方については、今後も試行錯誤を重ねながら改善していきたい。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成 (1) <科目設定・バランス>

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院では、以下のとおり授業科目を開設している⁴⁹。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	29	67	29	67
法律実務基礎科目群	10	15	3	6
基礎法学・隣接科目群	4	8	0	0
展開・先端科目群	41	81	0	0

※ 1 2012年度前期・後期開講科目。

2 各科目群の個々の科目名は、大学院学則別表(11)を参照。

(2) 履修ルール

法学未修者については、次の1から6までに定める科目群ごとに、それぞれ1から7までに定める単位数以上を修得することが必要である。法学既修者では、1から3までに定める法律基本科目群について合計33単位以上を修得すればよいとし、修了単位数は、102単位（既修者68単位）以上である（大学院学則第18条第1項第4号）⁵⁰。

No.	科目群	修得単位数	同左既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	14	8
2	法律基本科目群：民事系科目	39	19
3	法律基本科目群：刑事系科目	14	6
4	法律実務基礎科目群	10	10
5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	7	7

※大学院学則別表(11)では、1～6までの修得単位数を定めているが、合計で95単位である。

修了単位数の102単位を満たすためには、残りの7単位を修得することになるが、1～3の法律基本科目群は全科目必修のため、4～6の科目群から修得するしかない。

⁴⁹ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」17頁～18頁、61頁～64頁参照。

⁵⁰ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」6頁～7頁、42頁～43頁参照。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	64.03	31.00
法律実務基礎科目	11.00	12.00
基礎法学・隣接科目	5.81	4.80
展開・先端科目	19.65	18.40
4科目群の合計	100.49	66.20

※2011年度修了生の修得単位平均数だが、2007年度カリキュラムでの修了生のため、科目群ごとの修得単位数、修了単位数は現行のカリキュラムとは異なる。2007年度カリキュラムでは、法律基本科目は61単位（既修者は31単位）、法律実務基礎科目は8単位以上、基礎法学・隣接科目は4単位以上、法律基本科目を除く科目群から23単位以上修得となっており、修了単位は96単位以上（既修者は66単位以上）である。⁵¹

2 点検・評価

(1) 本法科大学院における修得単位は、前頁の(2)の表のとおりである（大学院学則別表(11)参照）。「法律実務基礎科目で10単位以上」、「基礎法学・隣接科目で4単位以上」、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」の3条件を満たしている。

(2) 法律基本科目で取り扱うべき内容は、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の中では実施していない。

(3) 司法試験対策・司法試験準備を主目的とした科目は設置していない。

(4) チューターによる補習への学生の参加は、自由参加であり、参加を義務づけてはいない。

(5) 授業科目が4科目群すべてについて開設されており、学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ってはいない。上記1のとおり必修科目の選定、修了資格を得るための科目群別の必要単位数の選定等によって、過度に偏ることがないような配慮が適切になされていると考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院では、これまで9年間の実績、履修状況、入学定員の削減等の諸事情を踏まえ、2013年度から新カリキュラムを実施する予定で検討作業を進

⁵¹ 資料 A3「平成24年度法科大学院要覧」42頁～43頁参照。

めており、現時点における新カリキュラムの開設科目の概要は、以下のとおりである⁵²。

ア 法律基本科目群 合計 32 科目 (67 単位)

公法系 6 科目、民事系 20 科目、刑事法 6 科目

主に演習系の科目について、授業内容に即した科目名称に変更したが、各系の単位数（公法系 14 単位、民事系 39 単位、刑事系 14 単位）について変更はない。主な変更点は、民法と民事訴訟法に関する科目であり、公法系、刑事系には変化はない。

まず、民法基礎演習（2 単位：1 年前期）を、1 年前期・後期にそれぞれ民法基礎演習Ⅰ、同Ⅱ（各 1 単位）に分割配置することとし、民法Ⅳ（2 単位：法定債権）を 1 単位科目に変更した。民事法総合Ⅰ（4 単位）を 2 単位科目としたうえで、民事法総合Ⅱ、同Ⅲをそれぞれ 2 単位から 3 単位に増やして、民法演習Ⅰ～Ⅲと名称変更をした。民事法総合Ⅳ、同Ⅴについては、同様に民法演習Ⅳ、同Ⅴに名称変更したうえで、それぞれ 1 単位科目とした。民事訴訟法については合計 3 単位を増やして、民事訴訟法Ⅰを、民事訴訟法Ⅰ（2 単位：第 1 審手続編）と同Ⅱ（2 単位：複雑訴訟・上訴再審・執行保全編）に分けて配置し、民事訴訟法Ⅱを、民事訴訟法演習Ⅰ（2 単位）と名称変更したうえで、民事訴訟法演習Ⅱ（1 単位）を新設した。

イ 法律実務基本科目群 合計 12 科目 (19 単位)

要件事実・事実認定（2 単位）と刑事模擬裁判（1 単位）を新設した。

ウ 基礎法学・隣接科目群 合計 5 科目 (10 単位)

人権論・法律家論（2 単位）と実定法と基礎法（2 単位）を発展的に解消し、法と正義（2 単位）として新設して必修科目とした。また公共政策論（2 単位）と実務法曹と情報ネットワーク（2 単位）を新設した。

エ 展開・先端科目群 合計 26 科目 (51 単位)

これまでの 3 つのプログラムの基本的な考え方は踏まえつつ、「市民社会と法」として 11 科目（22 単位）、「国際社会と法」として 6 科目（12 単位）、「経済社会と法」として 6 科目（12 単位）、共通科目として 3 科目（5 単位）を、それぞれ開設する予定である。

⁵² 創価大学法科大学院ホームページ・カリキュラム（2013 年度）の頁参照。
(<http://hoka.soka.ac.jp/lesson/curriculum2013.html>)

5-2 科目構成(2)〈科目の体系的性・適切性〉

1 現状

(1) 科目開設の体系的性

ア 体系的性に関する考え方・工夫及び関連科目の調整

- (ア) 本法科大学院では、2007年度にカリキュラム改正を行い、このカリキュラムに基づく授業を実施してきたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日)及び文部科学省令改正を受けて、2010年度から法学未修者の教育をより一層充実させるために1年次の履修単位数を6単位増加したカリキュラムに再改正を行い、現在は2010年度カリキュラムに基づく授業を実施している。
- (イ) 本法科大学院では、1年次においては、公法系、民事系、刑事系の各科目について、実務に根差した理論的基礎を習得させることを目的とする。

法律基本科目群として、公法系では、憲法Ⅰ・Ⅱを、民事系では、民法Ⅰ～Ⅴ、民法基礎演習、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰを、刑事系では、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法を設けている。なお、行政法Ⅰについては、2年次科目(2年前期)に移設した(趣旨は(ウ)で後述する)。憲法Ⅰ(基本的人権)は2単位を増やし、人権論の体系的理解だけでなく、重要判例を丁寧に検討する時間に振り向けている。民事系では、民法基礎演習(2単位)を設置して、民法総論・物権・債権総論の基礎知識の確認に努めている。刑事系では、実務的な観点を踏まえつつ理論的理解を深めるために、刑法Ⅰ及び刑事訴訟法では、それぞれ1単位を増やしている。

さらに法律実務基礎科目群として、法情報調査、法文書作成、実務法学入門を(いずれも選択科目である)、基礎法学・隣接科目群として、人権論・法律家論、実定法と基礎法を(いずれも選択科目である)を設けている。法律実務基礎科目群の科目は、法令・判例の調査、法文書の作成といった基本的スキルを身に付けさせるとともに、法学の学修の仕方を学ばせることを目的としている。

基礎法学・隣接科目群のうち、人権論・法律家論は、法律家のありべき姿を考えさせ、かつ人権問題について理論・実践の両面から学ばせ、法曹となることの意義を理解させ、学修意欲を高めようとする意図で設けている。実定法と基礎法は、実定法と関連させながら基礎法学の基礎的知識を習得させようとするものである。

- (ウ) 2年次以降は、法律基本科目として、行政法Ⅰ・Ⅱ、商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱを学ぶほか、公法総合Ⅰ・Ⅱ、民法総合Ⅰ～Ⅴ、商

事法Ⅰ・Ⅱ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲを設けている。とりわけ、要件事実教育を中心とした民事法総合Ⅰ～Ⅴは本法科大学院の特色である。

これら総合科目は、実務的素材による教材を用いて、総論と各論、実体法と手続法、さらには各法分野にまたがる問題を扱うことにより、理論と実務を融合する教育を行っており、この仕組みは2007年度カリキュラムから維持している。

なお、行政法Ⅰは、従前は1年次配当科目とし行政法総論を中心とした授業を実施していたが（法学既修者入学試験で簡易記述式試験を実施）、法学既修者の行政法の学修量にムラがあったため2年次配当科目として授業を実施したほうがより適切との判断をした（法学既修者入学試験科目からも除外した）。なお、現行カリキュラムでは、行政法Ⅰは行政救済法を含む行政法の全体像を一とおりに学修させ、行政法Ⅱでは、行政救済の観点からの判例学修を行い、公法総合Ⅱでは事例研究を行うことで、行政法全体の理解を深める仕組みとしている。

法律実務基礎科目群の科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎、エクスターンシップA・Bを設けている。民事訴訟・刑事訴訟の訴訟実務の基礎科目は、司法修習の前期課程をカバーしようとするものである。

基礎法学・隣接科目群として、基礎法学についてのより深い理解のために法の哲学と歴史、外国法の基礎を設けている。

(エ) 展開・先端科目群は、2年次以降、特色ある法曹を養成するために必要な学識を修得させることを目的として、「A生活者と法」、「B平和・人権・環境」、「C経済生活と法」の3つのプログラムを置き、授業科目を3つの群としてまとめ、学生の履修の参考としている。

「A生活者と法」では、多くの実務法曹が直面する日常生活に密着した法分野について幅広く学ぶことを、「B平和・人権・環境」では、より国際的、公益的な事柄を扱う法分野について学ぶことを、「C経済生活と法」では主にビジネスに関連する法分野について学ぶことを、それぞれ予定している。なお、2007年度カリキュラムでは「A生活者と法」、「B平和・人権」、「Cビジネス法」の3つのプログラムとしていたが、2010年度カリキュラムでは、プログラムの名称と科目配置について若干の変更を行ったが、基本的な仕組みは従前のおりである。

このほか、全プログラム共通として、リサーチペーパー、特殊テーマ講座を設けている。2012年度の特設テーマ講座としては、立法過程と立法技術、検事の捜査、刑事法特殊研究、中国法、渉外実務

の基礎、司法支援、地方自治法、知的財産法実務研究、信託法を設けている。

(2) 科目開設の適切性

ア 本法科大学院では、人権論・法律家論を設けて、法律家としてのあるべき姿を追求するとともに、人権問題に関連する重要課題を理論・実践の両面から修得させることで「人間性豊かな法曹」の養成を目指している。また、本法科大学院が目指す3つの具体的な法曹像に適合する形で、展開・先端科目群における3つのプログラムが設けられている。

イ 法律基本科目では、前述の科目開設の体系性で述べたとおり、実務法曹として活動するために必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を確実に修得させるために、1年次で基礎的知識の修得を中心とする科目を、2年次以降には判例演習、事例演習を中心とする科目をそれぞれ開設するほか、法律実務基礎科目群では、民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎などの科目が開設されている。

ウ 本法科大学院では、要件事実教育を中心とした民事系科目にやや重点を置いた体系となっているが、公法系では、憲法Ⅰの単位数を増やしたほか、公法実務の基礎を開設して、実務的な視点から公法上の問題点を学修できるようにしている。また、刑事系についても、刑法Ⅰと刑事訴訟法の単位数を増やし、3年前期に刑事訴訟実務の基礎を配置し、実務的な理解を深めたうえで、3年後期では、刑事法総合Ⅲにおいて刑事系科目の総仕上げをするように工夫している。また、2008年度からは少年法を開設している。

エ 前回の認証評価で目的適合性を指摘された科目である市民と行政は、生活保護・児童福祉関係法令、食品衛生関係法令を対象に、現実の行政活動の実態を踏まえつつ、行政活動と市民生活との関係を学修する内容となっている。また法と居住は、借地借家法に関する判例の検討を中心に、定期借地権、定期借家権の立法論的研究も行うものである。なお、行政法特殊研究は開講していない。

2 点検・評価

本法科大学院では、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべてに渡って、体系的にまた単位配分についても適切に科目を開設している。また、学生の履修が容易なように配当学期、時間割を組んでいる。

3 自己評定

A

4 改善計画

現在のカリキュラムにおいても体系的かつ適切なカリキュラムが開設されているが、より一層効果的で適切な科目を開設するために、2013年度から新カリキュラムを実施する予定でいる。

(1) 法律基本科目群のうち、民法及び民事訴訟法に関係する科目については、本法科大学院の特色である要件事実教育を維持しながらも、その科目配置と単位の配分については、若干変更をすることとしている。

その理由としては、①これまでのカリキュラム改正で相当部分を修正してきたものの、新たに設定した本学の到達目標との適合性の観点からみて、まだ重複する箇所が残存するため、それらを全体として整理すること、②法科大学院教育としてはややオーバースペックな内容を含む点を改め、全体としてより効果的な学修を実現すること、③修了生や在学生の要望を考慮し、また司法試験における融合問題の解消等の変化にも対応することがあげられる。

(2) 主な変更点は、民法と民事訴訟法に関する科目である。

まず、1年前後期にそれぞれ民法基礎演習Ⅰ、同Ⅱ（各1単位）として配置して、1年を通じて演習方式で授業を実施し、あわせて簡単な起案等を通じて、法的な論理的思考力を養成することとしている。

また、これまで要件事実・事実認定の基礎を学修する民事法総合Ⅰ（4単位）を2単位科目にしたうえで、民事法総合Ⅱ、同Ⅲをそれぞれ2単位から3単位に増やして判例中心のケーススタディを充実させ、その中で、要件事実の理解を適宜織り込むこととし、民法演習Ⅰ～Ⅲに名称変更した。また、民法と民事訴訟法の融合科目であった民事法総合Ⅳ、同Ⅴについては、これを解消して民法演習Ⅳ、同Ⅴに名称変更したうえで、それぞれ1単位科目とした。

なお、本学の特色である要件事実・事実認定教育については、民事訴訟実務の基礎のほかに、より詳細な理解を深める科目として法律実務基礎科目としての要件事実・事実認定を開設することとした。

民事訴訟法については合計3単位を増やして、民事訴訟法Ⅰを、民事訴訟法Ⅰ（2単位：第1審手続編）と同Ⅱ（2単位：複雑訴訟・上訴再審・執行保全編）に分けて配置し、民事訴訟法Ⅱを、民事訴訟法演習Ⅰ（2単位）と名称変更したうえで、民事訴訟法演習Ⅱ（1単位）を新設した。民事訴訟法演習Ⅰは判例中心のケーススタディを行い、民事訴訟法演習Ⅱでは、事例検討を中心に行うことにしている。

(3) 公法系、刑事系には大きな変化はないが、これまで民事にのみあった模擬裁判を、刑事についても開設することとした。基礎法学・隣接科目群のうち、人権論・法律家論（2単位）と実定法と基礎法（2単位）を発展的に解消し、法

と正義（2単位）として新設し、改めて必修科目としたほか、公共政策論（2単位）と実務法曹と情報ネットワーク（2単位）として新設した。前者は公務員を志望する学生についてその知見を広げるために、後者は現代社会で不可欠といえるITネットワークの構造を理解させ、同時に最低限のスキルを身に付けさせるために開設したものである。

（4）展開・先端科目群については、これまでの3つのプログラムの基本的な考え方は踏まえつつも、「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」の3つに分類したうえで、それぞれ関連する内容の科目を開設する。これは新たに目指すべき法曹像として掲げる、民衆の幸福を第一義に考える「豊かな人間性を備えた法曹の養成」という観点から、一般法実務（General Practice）を扱う実務法曹として適切な法的サービスを提供するために必要な専門的法的知識を総合的に修得させることが不可欠と考え、これに対応する科目として生活者と法という科目を新設した。

次に、「平和に貢献する法曹の養成」という観点から、国際平和における平和と人権という科目を新設して、国連の仕組みと活動、国際人権法、司法支援などの国際貢献、平和学、在日外国人の人権等を学ぶこととしている。

そのほか、弁護士はもとより企業法務でも必ず直面するであろう債権回収に関して、民事保全・民事訴訟・民事執行という一連の流れのなかで学ぶ科目である債権回収の実務を新設し、また刑事事件では覚せい剤取締法違反被告事件、道路交通法違反事件等の特別刑法に関する刑事事件、少年事件、さらに刑事政策や犯罪被害者の救済等の実務法曹としては必ず直面する事柄について学ぶ科目である刑事法展開を新設した。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、法律実務基礎科目群の中に、法曹倫理を2単位の必修科目として、3年前期に配置している。

(2) 特に力を入れている取り組み

ア 授業の概要

法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態の検討を行うとともに、歴史的・比較法的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法、弁護士職務倫理基本規程等の規定をめぐる事例分析も行う。授業全般は、弁護士業務経験を有する教員及び検察官職務経験を有する教員（桐ヶ谷・阿部）が担当している。

イ 授業の進行

授業は、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著『プロブレムブック法曹の倫理と責任』第2版6刷（現代人文社、2010年3月刊）を教科書として用い、シラバスに従って進行する。

基本的事項については要点を講義するが、具体的事例については予習を課して学生にレポートをさせ、それについて学生間のディスカッション、教員との議論等を通して、双方向・多方向の授業を行い、法曹の倫理と責任について理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できるようにするための基礎的知識と感覚を身に付けさせる。

2 点検・評価

法曹倫理の科目は、これまでの学修を踏まえて発展・展開ができるように、修了年度である3年前期の必修科目として設置している。弁護士経験を有する実務家教員と検察官経験を有する実務家教員が中心となり、理論面と実務面との問題を結びつけて教育を行っている。具体的な事例を素材に、学生に予習、レポート報告を課し、双方向・多方向の授業を行っており、高い倫理観を涵養できると自負している。

3 自己評定

合

4 改善計画

特になし

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

学生の履修選択については、「学業の手引き」⁵³記載のとおりであり、また各科目群における履修指導の状況は以下のとおりである。

ア 法律基本科目群については、すべて必修科目のため格別の履修指導はしていない。法律基本科目群のうち、上級年次に配置されている各総合科目（演習科目）については、一定の科目の履修とその合格が、履修の前提条件となっている⁵⁴。

イ 法律実務基礎科目群の選択科目のうち法情報調査、実務法学入門、公法実務の基礎については、格別の指導はしていないが殆どの学生は履修をしている。エクスターンシップA・Bについては、通常のガイダンス、オリエンテーションとは別個にガイダンスやメールによる案内を行い、より多くの学生が履修するように指導している。

ウ 基礎法学・隣接科目群については、すべて選択科目となっているが、人権論・法律家論、実定法と基礎法はできる限り選択するように指導をしている。

エ 展開・先端科目群については、3つのプログラムに分け、履修選択の目安にしており、学生は司法試験の選択科目等も加味しながら自らの選択で適宜履修している。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

（ア）入学予定者に対して、入学準備プログラムとして入学予定者事前研修を、入学前年の10月頃と、翌年2月頃と2度にわたって実施し、法科大学院入学後に直ちに法律の学修に取り組めるように工夫を凝らしている⁵⁵。なお、内容を録画したDVDを欠席者に郵送している。

（イ）1年次生には、入学時にガイダンスとオリエンテーションを、後期開始時にガイダンスをそれぞれ実施している。2年次生には、前期・後期の開始時にそれぞれガイダンスを実施している。なお、3年次生に格別のガイダンスを実施していないが、個別の履修相談については各専任教員が応じている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導（7-8参照）

⁵³ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」35頁以下参照。

⁵⁴ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」40～42頁参照。

⁵⁵ 資料B3「2012年度入学予定者事前研修資料」、法科大学院ホームページ (<http://hoka.soka.ac.jp/student/training.html>) 参照。

(ア) アカデミックアドバイザー制度

専任教員 2 人が 1 組となって、平均 6 人程度の学生を担当して、年間 2 回（5 月連休明けと 9 月後期授業開始時）程度、1 人当たり 1 回につき 30 分程度の時間を費やして、個人面談を行い、履修相談や学修・生活等の相談に応じている。

(イ) 研究科長等による個別面談の実施

上記のアカデミックアドバイザーとは別個に、進級制を満たさない者や必修科目の単位を落としている者、留年者など学業成績が芳しくない学生については、研究科長・研究課長補佐がペアとなって個別面談を実施して、履修のあり方のほか、今後の進路等について指導・相談等を実施している。

ウ 情報提供

法科大学院ガイダンスや法科大学院要覧に目指すべき法曹像を明らかにするとともに、人権論・法律家論などの授業を通じて、履修選択の参考となる法曹像を意識させるのに役立つ情報を提供している。

エ その他

履修者がいないため不開講となった科目は、2011 年度後期は、国際取引法、国際政治論、エクスターンシップ B が、2012 年度前期は、国際法Ⅱが、それぞれ存在する。

(3) 結果とその検証

学生の履修科目の選択の状況は、資料 A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりであり、学生は適切に履修選択を行っているとは評価できる。その検証については、中間アンケート及び期末アンケートの実施報告にあわせて、研究科委員会で報告されており、この検証結果を考慮に入れながら、2013 年度カリキュラムにおける展開・先端科目の編成の参考にした。

2 点検・評価

上記のとおり、入学予定者事前研修（入学準備プログラム）、ガイダンス、オリエンテーション、アカデミックアドバイザー等の多角的な諸制度によって、学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていると考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

ア 履修登録単位数の上限は、1年次は42単位、2年次は36単位、3年次は44単位となっている(大学院学則第17条)。ただし、各学期においては、各年次の年間履修登録単位数の上限の範囲内で、1年次は22単位、2年次は20単位、3年次は24単位まで履修登録ができることになっている(創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程第5条⁵⁶)。

イ 1年次(法学未修者)については、上限を42単位とし、年間36単位を超える履修を認めているが、これは、法学未修者の教育をより一層充実させるために6単位を増加したものである⁵⁷(5-2・1(1)ア(ア)参照)。

具体的には、公法系では憲法I(基本的人権)において2単位を増やし、人権に関する重要判例を丁寧に検討する時間に振り向けている。民事系では民法基礎演習(2単位)を設置して、総則・物権・債権総論の基礎的な知識の確認を行っている。刑事系では、実務的な観点を踏まえつつ理論的理解を深めるために、刑法I及び刑事訴訟法では、それぞれ1単位を増やしている。

上記単位増加分(6単位)での授業内容は、主に判例・事例等の検討をするものであり、学生の自学自修を阻害することはなく、その他履修登録上限を年間36単位とする趣旨が没却されるような事態にはなっていない。

ウ 1単位の授業時間数は、90分×7.5回である(授業回数は、1単位科目8回、2単位科目15回、3単位科目23回、4単位科目30回)。

(2) 無単位科目等

単位認定されない科目は存在しない。

(3) 補習

カリキュラムとしての補習の実施は禁止している。学生からの質問等は、オフィスアワーを利用している。

なお、毎週土曜日に、3~4時間程度、チューターによる補習を実施している。補習の内容は、1年次生は授業の復習を中心に、2年次生には演習科目の起案課題の復習等を中心とした演習を、また、3年次生に対しては、事例検討を通じて

⁵⁶ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」22頁参照。

⁵⁷ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日)3頁~4頁参照。

の基本事項の確認を中心とする演習を、それぞれ実施している。いうまでもなく学生の参加は自由である。出席率は、1年次生では7～8割程度であり、2年次生で4～5割程度、3年次生では2～3割程度である。

2 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1年次は42単位、2年次は36単位、3年次は44単位となっており、履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであるといえる。

1年次の上限単位数は、標準よりも6単位増加しているが、その趣旨は法学未修者への教育を充実させるものであって正当であり、増やしたことにより学生らの自学自習が阻害されるということもないから、履修上限を設定した趣旨に反することもない。

3 自己評定

合

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1 授業

1 現状

(1) 授業計画・準備

シラバスは、毎年3月にポータルサイトにおいて公開されている。シラバスには、授業の概要、授業計画・内容のほか到達目標を明示しているほか、評価・試験方法及び定期試験とレポート課題等の日常点の割合をパーセンテージで表示している。シラバスの授業計画と実際の授業が乖離する場合には、ポータルサイトもしくは授業時に紙媒体を配布するなどしてその変更点を示すようにしている。なお、科目によっては、シラバスを補充するためのレジюме等を配布している例もある。

複数教員が担当する演習科目については、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行ったうえで、同一のシラバスを作成している。

なお、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容については、後記9-1のとおりであるが、今年度における具体的な到達目標を科目別（憲法、行政法、民法財産法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理）に作成の上、パソコンからダウンロードできるようにしている。

(2) 教材・参考図書

教材・参考図書についてはシラバスで明示するほか、追加補充する教材やレジюме等は、授業時に適宜配布するか、ポータルサイトに掲示している。また、公法総合Ⅰ、民法法総合Ⅳ～Ⅴ、商事法総合Ⅰ～Ⅱ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲなどの演習科目については、本学教員が作成した独自の教材（事例問題集、判例集等）を使用しているが、この独自教材については、ポータルサイトでの掲示もしくは紙媒体での配布をしている。

(3) 教育支援システム

前述のように、本法科大学院では、ポータルサイトを使用している。シラバス作成、授業アンケートへの教員のコメント等、全ての教員がこのシステムを使用している。このシステムは2007年度に導入され（それ以前はキャンパスイオスというシステムが使用されていた）、2年ほどの移行期間を経て、2009年から本格的な稼働を開始した。このように本格的稼働からまだ日が浅いこともあって、授業教材管理やレポート課題管理、講義連絡等の多様な諸機能をすべての教員が使いこなせているわけではないが、ようやく教員の多くがこのシステムを有効に活用できるようになってきている。

(4) 予習教材等の配布

前後期開始時に一括して配布もしくはポータルサイトへのアップする科目もあれば、授業の1～2週間前に配布する科目もあるが、概ね1週間前の配布が多い。

(5) 授業の実施

(5-1) 「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の授業の実施状況は以下のとおりである。

ア 憲法

(ア) 憲法Ⅰ・Ⅱでは、講義を中心に基本的人権、統治機構論を体系的に学び、公法総合Ⅰでは判例と事例問題を使った演習方式の授業を実施している。憲法Ⅰが2単位から4単位に増えたことで、多くの重要判例を事前に学生に配布したうえでの双方向授業も手厚く実施できるようになった。

(イ) 憲法Ⅰ・Ⅱでは講義レジュメと判例が、公法総合Ⅰでは判例資料集、レジュメ集、修得すべき内容をまとめた資料（パケットと呼称している）を事前に配布して、関連する内容について学生に十分な予習をさせて講義及び演習を行っている。公法総合Ⅰでは、レジュメ集にある問題研究の部分を中心に双方向授業を行っている。

(ウ) 憲法Ⅰ・Ⅱ、公法総合Ⅰの3科目の全てを担当する教員が中心となり、公法総合Ⅰを担当する兼任教員と毎回授業の内容や進度について協議しながら授業や定期試験（採点・評価も含む）、レポート課題等を実施している。

イ 行政法

(ア) 2011年度に、行政法Ⅰが2年前期科目になったことを契機に、行政法Ⅰでは総論と救済法を含む全分野について講義中心に基本的な体系を学び、行政法Ⅱ（2年後期）では演習方式で主要判例の網羅的検討を行い、公法総合Ⅱ（3年前期）では事例問題を使った演習方式の授業を行っている。

(イ) 行政法Ⅰでは詳細な講義レジュメが、行政法Ⅱと公法総合Ⅱでは、それぞれ到達目標・検討課題を明示した予習教材が、それぞれ15回分作成され、予め学生に配布したうえで、講義並びに演習を行っている。演習方式の授業を行う行政法Ⅱと公法総合Ⅱでは、予習教材に掲げた検討課題（質問項目を作成）を中心にした双方向授業を実施している。

(ウ) 行政法を担当する3名の教員が、事前に検討・意見交換を行い、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、公法総合Ⅱの各科目の役割分担や到達目標を明確にしながらか授業や定期試験を実施している。

ウ 民法

- (ア) 1年次の民法Ⅰ～Ⅴでは、講義中心に基本的知識の修得と体系的理解を図り、同時に演習方式で行う民法基礎演習では民事法の基本的な思考様式を学んでいる。2年次以降の民法総合Ⅰ～Ⅴまでの科目では、要件事実論を思考の基本に据えたうえで、ケース学習を中心に行う判例演習と、民事訴訟も含めた高度な事例演習を行っている。
- (イ) 1年次科目では、扱う判例や基本的事項を確認するためのレジュメ等を予め配布したうえで、講義並びに演習を行い、2年次以降の民法総合の各演習科目では、担当教員が独自に作成した起案課題を与えて、それに基づく双方向の演習授業を実施している。
- (ウ) これまで1年次の科目担当者は研究者教員、2年次以降の演習科目の担当者は、実務家教員と実質的に分かれていたが、研究者教員も2年次以降の演習科目を担当し、また実務家教員の一部も1年次の科目を担当する形で、研究者教員による理論教育と実務家教員による実務教育との融合が図られるようになってきている。また、複数教員が担当する科目については、事前に検討・意見交換を行ったうえで授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施して公平性と厳格性を担保している

エ 商法

- (ア) 商事法Ⅰ・Ⅱでは、講義中心に会社法・商法総則・商行為・手形小切手法の基本的知識の修得と体系的理解を図ることに重点を置き、商事法総合Ⅰ・Ⅱでは、主に最近の重要判例を素材とした事例演習を行っている。
- (イ) 商事法Ⅰ・Ⅱでは、教科書に加えて毎回レジュメを配布して理解を深め、商事法総合Ⅰ・Ⅱでは、それぞれ担当教員が独自に作成した事例問題を使って学生に起案をさせて、その起案課題に基づく双方向の演習授業を実施している。
- (ウ) 商事法については、理論教育を担う研究者教員と実務家教員とが協働しながら授業を行っている。また、商事法Ⅰを除く、他の科目はすべて複数教員が担当しているが、事前に検討・意見交換を行ったうえで授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施して公平性と厳格性を担保している。

オ 民事訴訟法

- (ア) 民事訴訟法Ⅰは、簡単な質問を行いながら講義をする方式で民事訴訟法の基本的知識の修得と体系的理解を図り、民事訴訟法Ⅱでは、判例または事例による演習を実施しているが、学生の学修到達度に応じてクラスを3つに分けている。

- (イ) 民事訴訟法Ⅰはレジュメを配布するとともに、復習課題を出して提出させている。民事訴訟法Ⅱは担当教員が独自に作成した課題(事例演習)を予め学生に与えて起案をさせ、その起案課題に基づく双方向の演習授業を実施している。また、民事法総合Ⅳ・Ⅴの演習授業では、それぞれ7回程度、執行保全を含む民事訴訟法に関する事項も扱っている。
- (ウ) 民事訴訟法については、これまでは実務家教員が中心となって授業を実施してきたが、2011年度から研究者教員が加わったことで、ようやく理論教育を担う研究者教員と実務教育を担う実務家教員によるバランスのとれた授業の実施が可能な環境が整いつつある。民事訴訟法に関する科目については、現在すべて複数教員で担当しているが、事前に検討・意見交換を行ったうえで授業や定期試験を実施し、採点・評価についても複数の教員で実施して公平性と厳格性を担保している。

カ 刑法

- (ア) 刑法Ⅰ・Ⅱでは、講義と質疑応答を織り交ぜながら刑法総論と各論の基本的知識の修得と体系的理解を図っている。今年度の刑法Ⅰ・Ⅱでは、2クラス体制(1クラス10名程度)にしたうえで、実質的に演習方式での授業を実施しており、さらに刑法Ⅰのうち、1単位増やした部分は実務家教員による授業によって、理論的に導き出される見解が実務でどのように用いられるかについて理解を深めるようにしている。2年次以降の刑事法総合Ⅰ・Ⅲでは、主要判例を主な題材とする多彩な事例問題に基づく事例演習を行っている。
- (イ) 刑法Ⅰ・Ⅱでは、かなり詳細な内容の予習課題を示し、講義では予習課題の解説を織り込んだ講義案に基づき、重要事項にポイントを絞って授業を実施している。刑事法総合Ⅰ・Ⅲ(の一部)の各演習科目では、担当教員が独自に作成した事例問題についてレポート課題あるいは即日起案を実施している。
- (ウ) これまで刑法Ⅰ・Ⅱについては研究者教員、2年次以降の演習科目の担当者は実務家教員と別れていたが、研究者教員も2年次以降の演習科目を共同担当し、また実務家教員の一部も刑法Ⅰの一部を担当する形で、研究者教員による理論教育と実務家教員による実務教育との融合を図っている。刑法に関する科目は、全て複数教員で担当する科目となっており、事前に検討・意見交換を行ったうえで授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施して公平性と厳格性を担保している。

キ 刑事訴訟法

- (ア) 1年後期科目である刑事訴訟法は、講義中心に刑事訴訟法の基本的

知識の修得と体系的理解を図っているが、1単位増やした部分は、学んだ理論がどのように実務に生かされているかを理解できるとの観点から、実務科教員による授業が行われている。2年次以降の刑事法総合Ⅱ・Ⅲ（の一部）では、比較的近時の判例を題材とする判例演習及び事例演習を行っている。

- (イ) 刑事法総合Ⅱ・Ⅲの各演習科目では、担当教員が独自に作成した事例問題についてレポート課題あるいは即日起案を実施している。
- (ウ) 刑事訴訟法については、実務経験のない学生にもできるだけ具体的なイメージと臨場感をもって理解できるように、実務的な観点からの説明をするように心掛けている。また授業中に、実況見分調書や令状のサンプル等を配布若しくは提示をしている。なお、複数教員で担当する科目については、事前に検討・意見交換を行ったうえで、授業や定期試験を実施している。採点・評価についても複数の教員で実施して公平性と厳格性を担保している。

以上のとおり、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の法律基本科目における授業については、1年次に基本的知識の修得と体系的理解を図り、2年次以降は、判例演習、事例演習を行うという仕組みが定着しており、適切な授業が1年次から3年次まで全体として実施されている。

また、多くの科目で、より効果的な学修のために予習教材やレポート課題・起案課題等が実施されている。加えて、これまで課題であった1年次の講義科目から2年次以降の演習科目への連続性の確保についても、研究者教員と実務家教員の授業担当の協働や1年次における演習授業の導入によって、かなりの部分が改善されており、適切な授業の実施の割合の程度は高いと思われる。

(5-2) 直近2年度の授業の実施状況について

ア 教育内容

法律基本科目における教育内容については、前述のとおりであるが、1年次の科目では、基本的知識の修得と体系的理解、2年次は判例・事例演習による問題分析能力、検討能力、事実認定能力等の修得をめざし、3年次は具体的な問題の解決能力、文書または口頭による説得能力の修得を目指している。また法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても、小規模法科大学院ながら多様な科目を開講しており、全体として法曹養成教育として相応しい内容の授業となっている。

また、複数教員による授業にあっては、教員間の意思疎通が密なこともあって、教員の個性を活かしつつも、全体としては授業内容の統一が図られている。

イ 授業の仕方

各回の授業で達成すべき目標は、ポータルサイト等で配布される予習教材やレジュメあるいは課題等に示されている科目が多いが、そこまで徹底されていない科目もみられる。

定員削減を実施したこともあり、科目ごとの学生数は、未修者1年次生で20名程度、2年次で既修者が加わっても30名程度である。2年次以降の演習科目ではそれを2クラスあるいは3クラスに分けて授業を実施するので、1クラス10～15名程度となり、双方向・多方向の授業を可能とする環境は十分に整っている。実際、ほとんどの科目で双方向・多方向の授業を実施しており、考える機会を設けている。

ウ 学生の理解度の確認

学生の理解度を確認する手段としては、定期試験はもとより、授業での双方向授業における質疑応答のほか、ミニテスト、レポート課題、即日起案、自宅起案など、様々な形で文書を作成させて、理解度の確認が行われている。特に起案課題については教員が添削等を行っており、その種類と量の多さは本法科大学院の特色でもある。

エ 授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業終了後の質問対応はもとより、オフィスアワーの実施、提出された起案やレポート課題の添削指導等によって対応している。そのほか教員の研究室での質問等も適宜受け付けて対応している。

また、定期試験については、試験後に解説・講評を行ったり、書面を作成して配布（ポータルサイトにアップ）するほか、全体の成績表を作成して配布する例も見られる。

オ 出席の確認

授業においては、必ず出席を確認することになっている。確認は、点呼のほか、座席表や出席簿を回覧して記入させる方法によっている。小規模であることもあって学生の出席については把握できている。なお、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、定期試験の受験資格を失うことになっている⁵⁸。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

人権論・法律家論などでは、パワーポイントを用いた授業も多く、民事訴訟法の手続や公害事件のビデオなどを教材として使用する科目も見られる。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

授業のレベルの設定が、対象学年にふさわしいものとなっているかについては、公法系、民事系、刑事系の各系での打ち合わせや、複数教員

⁵⁸ 「創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程」第8条第2項（資料A3平成24年度法科大学院要覧22頁）参照。

による担当科目の打合せにおいて協議・検討している。

未修者（初心者）への授業をどのように実施するかは大きな課題であるが、本法科大学院では、入学前の事前研修を充実させることに加えて、1年前期配置の実務法学入門において、法学の学修方法や裁判例の読み方などを更に詳しく教えるほか、民法基礎演習においては、民事法全体についての基本的な思考様式を学ぶ工夫をしている。また、刑法Ⅰと刑事訴訟法は、隔週で研究者教員と実務家教員が授業を担当し連携して授業を運営している。研究者教員の授業では基本的な原理原則を中心として理論面を重視する授業を行い、実務家教員の授業では、簡単な事例を題材とした実践的な授業を行って、2年次以降の演習科目にシームレスにつながる工夫をしている。

2年次の民事法総合Ⅰでは、民法の理解が不十分な学生や、要件事実論特有の技術的・理論的特徴になじめない学生を対象に、後半15回に基礎充実クラスを設けて、基本的事項に重点を置く授業を実施している。民事法総合Ⅱでは前半を比較的簡単な事例問題を扱い、徐々に難易度を増しながら民事法総合Ⅲへつながるように工夫し、同様に民事法総合Ⅲでは3年次の民事法総合Ⅳ・Ⅴに対応できるように課題や授業の難易度を工夫している。

（6）到達目標との関係

法律基本科目においては、各授業でのシラバスにおいて、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたうえでの到達目標を示している。

また憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の主要7科目については、より具体化・項目化した本学独自の到達目標を学生に提示し、授業で扱う項目、授業では扱えない項目を区別する形で示すほか、個々の予習教材やレジュメ等において、授業では扱えないが前提として学修済みであることが求められる部分を明示するなどの工夫をしている。また、自学自修の方法については、授業中に口頭であるいは予習教材やレジュメ等で指示している。

授業外では、オフィスアワーやアカデミックアドバイザーによる個人面談、各教員の個別の対応のほか、チューターによる土曜補習を通じて自学自修の支援を行っている。

到達目標の内容の精査、授業で扱う部分と自学自修に委ねる部分の選択等は公法・民事法・刑事法の各部会で検討しているほか、FD研究会等において報告するなどして適切に機能しているかを検証している。

またチューターによる補習については、教員で構成される学修支援委員会とチューターとの間で定期的に報告検討会を実施して、その内容や成果等を確認している。

(7) 特に力を入れている取り組み

2年次以降に実施されている公法総合、民事法総合、商事法総合、刑事法総合などの主な演習科目については、研究者教員と実務家教員が協働して起案課題や独自の教材を作成しており、理論と実務の架橋を、授業内容に反映させる取り組みを続けている。

2 点検・評価

授業の計画・準備については、到達目標を示したシラバスをポータルサイトにおいて提示し、また予習教材やレジュメ等も、ポータルサイトを利用した提示や紙媒体での配布を行うなど、各科目が効果的に履修できるように適切になされている。

授業の実施については、2004年度の開設以来の試行錯誤を踏まえて、それぞれの科目内容や適した方法で行われている。1年次科目についても、講義が中心ではあるものの、双方向授業・演習方式の授業も併せて実施するなどしており、考える機会を設けるように工夫をしている。複数教員で担当する授業内容については、定期試験の統一はもとより、同一内容のレポートや起案課題の実施、合議による合否及び評価の判定を行っている。特にレポートや即日・自宅起案など文書の作成については丁寧な添削を実施して返却しており、その内容の多様さと量の多さは本法科大学院の特色となっている。

授業において学生が最低限修得すべき内容は、各シラバスにおいて示されており、さらに科目別に具体化・項目化した本学独自の到達目標を作成の上、学生に開示して、授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容を出来る限り明示する努力を行っている。以上のとおり、本法科大学院では適切な態様・方法で授業が実施されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

研究者教員と実務家教員による共同した授業運営を、さらに推進してまいりたい。また今年から、刑法Ⅰ、刑法Ⅱにおいて試験的に導入している1年次未修者授業の2クラス体制化(1クラス10名程度)については、その成果や課題を踏まえて、他の法律基本科目にも展開すべきかについて検討していきたい。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院において、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、「学生に、実務に即した法的考え方や事実のとらえ方の基本を習得させる」とともに、「理論の面から実務に批判的検証を加え、よりよい実務を創造し、法の発展を目指す」授業であるととらえている。

その理由は、従来の法学教育が条文解釈論を中心とした基礎理論を学ぶことにとどまり、法曹として社会に生起する事件を解決する能力を養成するには不十分であったとの反省の上に立って、要件事実教育や具体的なケースの分析・検討を通じて、法学基礎理論を具体的事実に応用し、紛争解決への道筋をつける基礎力・応用力の修得（従来の司法研修所前期修習の内容）を主たる目標として、実務に即した法曹の養成を目指したい。

また、本法科大学院は、多くの研究者を擁する大学院として、研究者の視点から実務の理論的基礎を検証し、さらに、研究者と実務家の協働により、よりよい裁判・法適用実務の創造や法改正を含む法の発展をめざす研究に適した環境にある。法曹養成の場における研究者と実務家の協働を通じて、理論と実務の融合・触発から新たな法の発展と実務の改善を目指したい。

このような理念は、本法科大学院教員の間で共有され、研究科委員会や、FD研修、授業準備のための教員の協議において繰り返し確認されている。

（2）授業での展開

ア 法律基本科目

（ア）民事系科目

1年次に民法Ⅰ～Ⅴ、民法基礎演習、商事法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰを置き、研究者教員が中心になって講義形式で基礎理論を教育している。2年次3年次は、民事法総合Ⅰ～Ⅴ、商事法Ⅱ、商事法総合Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅱを置き、実務家教員中心に、具体的なケースや判例を題材にした演習を行っている。3年次では、より複雑高度な事例を題材として分析力・表現力を養っている。

その中で、理論と実務の架橋を図るべく民事法総合Ⅰについては、司法研修所の教官経験のある実務家教員が中心になって要件事実や事実認定を教授している。民事法総合Ⅱ及びⅢは実務家教員が中心に担当しつつも、研究者教員が授業に立ち会って理論面からコメントしている。そして、民事訴訟法Ⅱは、実務家教員が中心に判例演習を行っているが、ここにも研究者教員が入って、理論面のコメントをしている。商事法総合Ⅰ・Ⅱは研究者と実務家が共同担当して

いる。

(イ) 刑事系科目

1年次に刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法を置き、研究者教員が担当している。2年次～3年次に、刑事法総合Ⅰ～Ⅲを置き、派遣検察官を含む実務家教員を中心に、研究者教員と共同して判例事例演習を行っている。

(ウ) 公法系科目

1年次に憲法Ⅰ・Ⅱ、2年次に行政法Ⅰ・Ⅱを置いて、研究者教員が講義形式により基礎理論を教えている。2年次から3年次にかけて公法総合Ⅰ及びⅡを実務家教員と研究者教員が共同担当し、判例事例演習を通じて、基礎理論を駆使して憲法・行政法事件を分析し、適切に解決する能力の涵養を図っている。

イ 法律実務基礎科目

法情報調査、実務法学入門、法文書作成、法曹倫理、民事模擬裁判、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎、エクスターンシップを置いている。

このうち、法情報調査と実務法学入門は1年次と2年次、法文書作成は3年通年で受講できることになっており、そのほかは、2年次・3年次の履修である。

法情報調査では、法律基本科目で学ぶ法令や判例などを自ら調査する技術とスキルの習得を図る。実務法学入門では、法曹実務家としての考え方やものの見方を学ぶ。法曹倫理では、法曹としての責任感、倫理観を養う。さらに、法文書作成、民事模擬裁判、エクスターンシップは、実務法曹の仕事をシミュレーションする形で、法律基本科目で学んだことを実践で使ってみることにより、まさに理論と実務の架橋を図っている。

また、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎においても、それまでに法律基本科目で学んだ理論や知識を具体的な事例検討の中で応用し、具体的な事実に応じて使えるようデザインされ、理論と実務の架橋が図られている。

ウ 基礎法学・隣接科目

人権論・法律家論、外国法の基礎、実定法と基礎法、法の哲学と歴史を置いている。特に、人権論・法律家論では、学生はあるべき法律家像を思索し、本法科大学院の三指針⁵⁹について考える機会としている。

また、実定法と基礎法では、実定法の解釈学の根底にある経済、社会、哲学に及ぶ問題を探求する機会を与え、理論と実務を深いところで架橋することを試みている。この授業は、本学の特色をなす授業の一つとい

⁵⁹ 資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」扉頁、資料 A2-2「法科大学院パンフレット」5 頁

える。

エ 展開・先端科目

「生活者と法」、「平和・人権・環境」、「経済社会と法」の3つのプログラムを置き、学生それぞれの希望する進路に応じて、実務法曹になったあとの即戦力となりうる、より専門的・実践的な内容を学べるようにしている。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

民事系では、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事法総合Ⅱ・Ⅲ、民事法総合Ⅳ・Ⅴ、商事法総合Ⅰ・Ⅱで研究者教員と実務家教員の協働授業を行い、理論と実務の架橋・融合を図っている。

本学では、大学院法学研究科及び法学部の教員からなる「民事法研究会」が法科大学院設立以前からを継続して活動しており、現在では、1か月に1度のペースで開催し、法科大学院の研究者教員及び実務家教員に参加を呼び掛けながら行っている。多数の研究者教員が参加し、実務家教員も複数参加して、民法、民事訴訟法、商法の研究発表と討論を行っている。これは、民事系教員にとって、理論と実務、民事系隣接科目の融合・触発の場となっておる。

公法系では、授業教材の検討を実務家教員と研究者教員との緊密な協働によって作成しており、本法科大学院独自の到達目標も、研究者と実務家の協働作業によって早期に策定し、学生に配布して学修の指針としている。

刑事系では、検察官出身の実務家教員が中心になって、研究者とともに演習教材を開発し、協働して授業を行っている。

また、新たな取り組みとして、従来、研究者教員が主に担当してきた民法Ⅲ～Ⅳ、刑法Ⅰ、刑事訴訟法、商事法Ⅱなどの科目について、実務家教員が協働して授業を担当している。

実務家教員のなかから、研究者から触発をうけて、博士課程において学術的な研究を行う者が出ており、研究者のみならず、実務家教員も、「創価ロージャーナル」における論文の発表を積極的に行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、専任教員の半数を構成する実務家教員が、研究者教員とともに、研究科委員会、各種委員会での審議のみならず、入試、学生生活の支援、学生相談など各種の活動に取り組んでおり、その中で実務家の視点を生かした実務法曹養成に取り組んでいる。また、未修者への導入教育として行われる入学予定者事前研修も、研究者教員と実務家教員が協働して行っている。

理論教育を担う研究者教員と実務教育を担う実務家教員とは、価値観やものの考え方、仕事の仕方に相当の違いがあり、教育現場である法科大学院において協働関係を構築するには、様々な課題があるが、本法科大学院では、その課

題に挑戦し、実務家教員と研究者教員がともに大学人として法科大学院の運営について責任と負担を担うなかで相互の信頼関係を作りながら、身をもって理論と実務の架橋を実現する取り組みを継続している。

2 点検・評価

本法科大学院において、「理論と実務の架橋」の意義・目的は、教員全体の共通認識として正しく理解されており、その授業は、特に、2年次以降の演習科目を中心に、広く実務家教員と研究者教員が共同で担当し、理論と実務の架橋・融合を強く意識した内容となっている。また、授業外でも、研究者教員が中心となった研究会に実務家教員が積極的に参加し、「創価ロージャーナル」においても研究者教員はもとより実務家教員も積極的に論文を発表するなど、研究者教員とともに実務家教員が理論面を研鑽する機会も多い。

これらを総合するとき、本法科大学院は、理論と実務の架橋を目指した授業が、質的量的に見て充実している。

3 自己評価

A

4 改善計画

前回の認証評価において、理論面から実務を批判的に検討することで、より良い実務の創造を目指すという視点が弱いとの指摘を受け、改善のための取組を続けてきた。具体的には、2年次3年次の総合演習科目に研究者教員を配して、判例等の批判的検証を行うよう試み、他方で、1年次の理論教育を中心とする授業に実務家教員を配する取り組みも試みている。今後は、これらの様々な取り組み状況を検証しながら、更なる改善をしていきたい。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

ア 法科大学院での授業で習得した知識をもとに、具体的事件における問題発見能力、事実認定能力、顧客等とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、実務の有り様をクリティカルに検討することを通じて、法理論的理解の充実・発展をめざす。

イ 主として、法律事務所、企業法務部等でのエクスターンシップにより上記目的の達成を目指す。法科大学院における法律実務基礎科目の民事模擬裁判、法文書作成、刑事訴訟実務の基礎の一環として行われる刑事模擬裁判等においてもシミュレーション教育を実施し、上記目的の達成を目指している。

ウ また、エクスターンシップにおいては、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作ることも目的としている。

（2）臨床教育科目の開設状況等⁶⁰

ア エクスターンシップ

（ア）2年後期～3年後期の配当科目（選択科目）として、エクスターンシップA・エクスターンシップBを置き、後期での履修者は夏季休業、前期での履修者は春季休業を利用して、35時間程度（A）、または70時間程度（B）、法律事務所や企業の法務部等で研修をしている。単位数は、Aが1単位、Bが2単位であり、夏季休業での研修の場合はA、春季休業での研修の場合はBを原則とするが、希望があれば、夏季でB、春季でAを履修することも可能である。AとBの双方を履修することはできない。

（イ）研修先は、本学の卒業生（弁護士）からなる創価大学法曹会の協力を得て、主に弁護士事務所において研修を行うが、企業法務部、法テラス等でも研修を行う。

（ウ）履修者に対しては、研修に派遣するにあたり、エクスターンシップのガイダンスを実施して、守秘義務等の注意事項を徹底し、とりわけ守秘義務の問題等については、履修者に秘密保持等誓約書に署名捺印をさせ、意識を明確に植え付けるようにしている。

なお、全学生について、入学時に法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入させているので、履修者は当然にこの保険に加入している。

⁶⁰ 臨床科目の履修登録者数は、資料A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

- (エ) 担当弁護士や企業法務部の担当者には、エクスターンシップの意義・研修内容等を告知し、終了後には、その趣旨に則った研修指導報告書を作成し、本法科大学院に提出してもらっている。
- (オ) 履修者と担当教員は、開始から終了まで、適宜連絡を取り合い、研修の開始、内容、終了等について担当教員は逐一把握している。また履修者は、研修中は毎日研修日誌を作成し、終了後は、同日誌と研修報告書を研修担当者に確認してもらったうえで、担当教員に提出し、さらに研修での経験を通じて関心をもったテーマにつき、レポートの作成及び提出を課している。
- (カ) すべての履修者の研修の終了後に、担当教員の下で報告会を行い、各履修者から研修の内容・状況を報告し合い、総括している。実務の現場で、実際に活動している弁護士等に接し、また実務の一端を垣間見ることによって、法科大学院で法律の学修をしている意味を再認識し、実務家になることについての意義を実感するなど、今後の学習のモチベーションを高めた履修者が多い。
- (キ) 成績評価は、担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び履修者が提出する書類に基づいて判定する。本科目はPF評価(合否のみの評価)である。

イ 民事模擬裁判

民事模擬裁判(1単位・選択科目)を置いて、民事裁判についてのシミュレーション教育を行っている。詳細はシラバスのとおりであるが、この科目を通じて、訴えの提起から判決までの民事訴訟第一審の手続きを自ら行なうことにより、教科書や講義授業で学んだ民事訴訟法の制度趣旨や機能をより具体的体験的に理解し、民事実体法や要件事実の知識を使って生の事実を法的に分析し、証拠の検討や推論を行って問題を解決する能力を実践的に養うことができる。実際に弁論や証人尋問を準備段階からチームで行い、議論を重ねるなかで、説得的コミュニケーションの力を涵養することができ、履修者は、大きな達成感を持って授業を終えており、その過程で、大きな成長を示している。

ウ 刑事訴訟実務の基礎

刑事訴訟実務の基礎(2単位・必修科目)では、事実の認定、法令の適用、手続の実務等を学び、刑事手続を理論面と実践面の両面から理解できるようにして、理論と実務との架橋を目指している。15回の授業のうち4~5回程度を、公判技術を学ぶ一環として、刑事模擬裁判を行っており、これもシミュレーション教育の一つである。

実際の事件記録をアレンジしたものを題材に、履修者を裁判官、検察官、弁護人の3グループに分けて、担当教員4人が手分けして、被告人役や証人役を担い、履修者は各役割に応じて、所与の起訴状や証拠関係

を前提にしてではあるが、被告人との模擬接見や尋問打合せ、証人からの事情聴取や尋問打合せ等を行ったうえで、冒頭陳述の作成、証人尋問、被告人質問、論告・求刑、弁論、判決等を行い、最後に担当教員から講評を行うものである。

エ 法文書作成

法文書作成（1単位・選択科目）を1～3年次に配当し、学生が履修した年次に応じて、法文書の書き方の基本的な事項を学修する機会を設け、表現方法を含む説得的な法律文書の書き方のトレーニングを行っている。具体的には、依頼者に対する連絡文書、内容証明郵便、報告書、契約書、和解条項などを課題文書して実際に作成させており、これもシミュレーション教育の一環といえる。

2 点検・評価

エクスターンシップは、1単位科目のAと2単位科目のBに分けたことで履修選択の幅が広がり履修者が大幅に増えており、臨床科目として適切に開設され実施されているといえる。また、シミュレーション科目として、民事模擬裁判（1単位）及び刑事訴訟実務の基礎における刑事模擬裁判があるほか、法文書作成もその一助をなしている。

3 自己評定

B

4 改善計画

官公庁法務部門、人権NGO等の多様なエクスターンシップ先の確保に努力していきたい。なお、2013年度の新カリキュラムでは、法律実務基礎科目として刑事模擬裁判（1単位・選択科目）を独立した科目として設置する予定である。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）。

評価実施年度を含む過去3年間分の開設科目ごとの履修登録者数は、資料A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりである。また、公法系、民事系、刑事系の各総合科目（演習科目）などは、いずれも2～3クラスの複数クラスで授業を実施しており、クラス数ごとの履修登録者数も、資料A19のとおりである。法律基本科目はもとより、すべての開設科目は、いずれも履修登録者数は50人以内となっている。現在本法科大学院では、研究生等は在籍していないため、履修登録者は、すべて授業を受講する学生である。そのため受講人数にカウントされない学生はいない。

（2）適切な人数となるための努力

法律基本科目のうち、2年次以降の公法系・民事系・刑事系の総合科目（演習科目）では、2～3のクラス編成にしている。そのためこれらの科目では、1クラスの学生数（履修登録者数）は、10～19人の少人数クラスになっている。

2 点検・評価

（1）法律基本科目のクラス人数

法律基本科目におけるクラス人数は、基準の50人を超える状況にはなっていない。過去3年間では、最大のクラス人数は49人であり、クラス平均人数は18.30人である。

（2）法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のクラス人数

これらの科目群でも、基準の50人を超えるクラス人数にはなっていない。過去3年間では、最大のクラス人数は43人であり、クラス平均人数は12.24人である。

3 自己評価 合

4 改善計画 特になし。

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
2010年度	35人	32人	91.43%
2011年度	35人	35人	100.00%
2012年度	35人	28人	80.00%
平均	35人	31.67人	90.48%

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

本法科大学院における過去3年の平均入学者数は、入学定員を上回っていない。

2 点検・評価

過去3年の入学定員に対する平均充足率は約90%であり、適切な入学者数であると考えられる。

3 自己評価 合

4 改善計画 特になし。

7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A)
1年次	35人	20人	0.57
2年次	35人	36人	1.03
3年次	35人	43人	1.23
合計	105人	99人	0.94

[注] 1 在籍者数は、2012年5月1日現在。

2 既修者は、2年次からの入学となるので2年次は収容定員を超える。逆に1年次は、未修者のみとなるので収容定員を下回る。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

本法科大学院では、収容定員充足率が100%を超えておらず、むしろ収容定員を若干名割る状況となっており、格別の努力は必要ないと考えている。

2 点検・評価

在籍者数は、収容定員を上回っておらず、また収容定員充足率も94%であり、適切なバランスを保っていると考えている。

7-2で前述のとおり、入学定員充足率の3年平均は90%であり、これと比べて収容定員充足率は4%の増加でしかなく、過年度生を多く抱えているような状況にはない。

3 自己評定 合

4 改善計画 特になし。

7-4 施設・設備の確保・整備

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備⁶¹

(ア) 全体

本法科大学院は、授業や学習のための施設・設備を、大学キャンパスの本部棟と、そこから徒歩1分程度の学修館（図書室と学生自習室）に集中させている。すなわち、本部棟8階には法学部・法科大学院事務室（法学部と併用事務室）を、同棟9階～12階には専任教員の研究室、非常勤講師室、法科大学院共同研究室、教材作成室、授業方法の改善等を検討するための合議室を置いている。

(イ) 教室・演習室

a 授業の行われる教室・演習室は、本部棟に集中している。講義については1階から3階までの各教室（M102、103、203、301）を使用し、法情報調査の授業ではM101教室を使用している。

b 演習は、8階にある法科大学院専用の演習室2室（M801、802）と、学部と共用ではあるが2階（M201、204、206）、3階（M304、306）及び9階（第1合議室、第2合議室）の演習室6室を主に使用している。

c 各教室には、マイク、黒板、ホワイトボード、プロジェクター、モニター等の備品が配置され、各教室とも無線LAN対応となっている。なお、M103教室は、法廷教室になっており、模擬裁判などの授業で使用されている。

(ウ) 自習室・図書室

a 本法科大学院には、本部棟から徒歩1分程度の距離に学修館がある。学修館の1階には図書室を、3・4階部分には自習室として計150席（各階75席）の専用机を用意している。自習室の机はすべて固定席であり、椅子、本棚、デスクライト、キャビネット（鍵付）、ロッカーを同数用意している。また無線LANが設置され、在籍者全員に電子メールのアドレスが付与され、連絡等に利用されている。

なお、学修館から徒歩で7分程度の距離に中央図書館があり、約85万冊の蔵書と、80台のパソコンが設置されている。日曜日も含めて開館しており、利用時間は、午前9時30分から午後9時（日曜は午後5時）までとなっている。

b 学修館1階の図書室、3・4階の各自習室の利用は、1年中24時間の利用が可能である。また、学修館内には、湯沸室、自動販売機、

⁶¹ 資料 A3「平成24年度法科大学院要覧」51頁以下参照。

男女トイレ、身障者用トイレ、ラウンジ（3・4階に各一つ）があり、ラウンジには、仮眠が可能なラウンジチェア等が置かれている。

（エ） 議論スペース

本法科大学院では、学生が自主ゼミ等で使用するための場所として8階のM801、802教室、9階の第1合議室、第2合議室（ただし演習等で使用中は使えず、時間も午後9時までである）などを用意するとともに、学修館1階のホール部分に、パーテーションで区切った一角にテーブルと椅子を設置した。また、事前に予約が必要であるが、本部棟の各演習教室等も使用できる。

（オ） コピー機・プリンター、パソコン等

法科大学院専用のコピー機（有料）としては、学修館1階の図書室内に1台、学生寮（桂冠寮）に1台を設置しているほか、本部棟3階、4階などに他の学生と共用のコピー機を設置している。プリントアウトのためのプリンターは、学修館1階図書室に1台、3・4階の自習室横のラウンジ部分に各1台設置（合計3台）している。このプリンターの消耗品の負担は、トナーは大学負担、用紙は学生の負担である。

パソコンについては、パソコン教室（M101、302）に設置されているパソコンが、授業時間以外は自由に利用できる（午後9時まで）。このほかに24時間利用できる学修館1階の図書室にも、10台を設置しており、法律文献検索だけでなく文書等の作成等にも利用できる。

（カ） 教育支援システムの利用

本法科大学院では、前述のとおりポータルサイトを使用しており、WEBによるシラバスの公開、教材アップロード・ダウンロード、レポートボックスによるレポートの提出、学生への科目担当者からの連絡などを積極的に利用している。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、本部棟の正面ロビーに優先利用できる駐車スペースがあり、正面ロビーから車椅子利用者が使用できる障がい者用エレベーターとなっており、本部棟の各階に移動できる。また、障がい者用トイレも設置されており、移動・授業等の実施において不都合がない状況になっている。

（2） 問題点や改善状況

施設・設備に関して法科大学院開設当時、学生から要望のあった問題点は、パソコンの無線LANの設置問題及び自習スペースの修了後の継続使用であった。

パソコンの無線LANの設置問題は、無線LANの設置範囲を徐々に拡大して、現在では、授業教室、学修館（法科大学院図書館・自習室）、学生寮において設

置されており、問題は解決した。

自習室は、150人分を用意しているが、収容定員が105人に減少したため余裕が生じた。そのため修了生の中から修了後も使用を希望する学生には、その使用を許可するようになっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

学生からの法科大学院の施設・設備に関する要望を受ける仕組みを模索してきたが、学修館の1階に意見箱を設置して、日常的に学生からの意見・要望を聴取できるようにした。また、授業アンケートにおいても施設・設備面の意見・要望を聞くようにしている。

(4) その他

学修館（自習室・図書室）の利用は、法科大学院生及び法科大学院の教員に限定されており、24時間利用可能である。学修館の入退館はセキュリティカード（法科大学院生は学生証）で行い、入退館情報は本学に常駐している警備会社にリアルタイムで提供されている。そのため部外者の侵入があった場合は即応できる体制となっている。また、警備会社の警備員が定期的に夜間も巡回しているため、夜間等においても学習環境における安全が確保されている。

2 点検・評価

本法科大学院では、教室、演習室、自習室、図書室、コピー機、パソコン、無線LAN、学習支援システム、プリンター等、学習に必要な施設・設備が、在籍学生数に相応して適切に確保・整備されていると思われる。

3 自己評価

A

4 改善計画

喫緊の問題ではないが、各教室におけるパソコン用の電源（コンセント）の増設や階段教室の設置の検討を始めている。

7-5 図書・情報源の整備

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

ア 書籍の整備・充実

(ア) 法科大学院の専用図書館（法科大学院図書室）を設け、法律及び関連分野に関する書籍を充実させている⁶²。2012年3月現在で法科大

大

学院図書室の蔵書冊数は、図書22,866冊、雑誌75種を所蔵している。また、キャンパス内には中央図書館もあり、こちらでも法律系の資料を多数所蔵している。なお、法科大学院図書室の年間資料予算は、約1,256万円である。

(イ) 公私刊判例集のほか、判例時報、判例タイムズなどの雑誌をそろえており、基本的な重要な書籍については複数を購入し、利用希望者が重なった場合にも利用可能としている。

(ウ) 担当教員及び学生が希望する図書を直ちに購入できるシステムが確立している。

イ データベース・電子ジャーナルの整備・充実

法令情報、判例情報、電子ジャーナルについては、インターネットを通じて各種データベース、国内外の電子ジャーナルにアクセスできるよう、法科大学院生全員にID及びパスワードを付与している（全員の同時アクセス可能であり、自宅からもアクセス可能）。法科大学院生が自由にいつでも利用できる主な法律関係データベースは、以下のとおりである。

その他、インターネット上に公開されている総務省の「法令データ提供システム」や最高裁判所の「判例検索システム」等のサイトにも図書館ホームページ上でリンクを張っており、利用の便宜を図っている。

No.	名 称	提 供 会 社
1	LLI 統合型法律情報システム	株式会社エル・アイ・シー
2	TKC ローライブラリー	株式会社 TKC
3	LexisNexis JP (Lexis AS ONE)	レクシスネクシス・ジャパン株式会社
4	D1-Law.com	第一法規株式会社
5	West Law International	Thomson Legal & Regulatory
6	LEXIS-NEXIS	LexisNexis

ウ 図書・データベース利用環境の整備

(ア) 法科大学院図書室は、法科大学院生及び法科大学院教員のみが利用可能であり、24時間開館している。ただし、司書が対応している

⁶² 資料 A3「平成24年度法科大学院要覧」52頁～53頁、創価大学法科大学院図書室ホームページ参照 (<http://www.soka.ac.jp/Library/houka/index.html>)。

時間帯は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までである。

(イ) 法科大学院図書室は、法科大学院の授業が行われる本部棟に隣接する建物にあり、しかも、同建物内には自習室があり、学生の利用を容易にしている。そのため、ここ数年の年間入館者数は、約5万人～6万人と法科大学院の学生数と比較して極めて多い。

(ウ) 1年前期科目の法情報調査で、これらの図書・データベースの使い方を指導し、その後の学修に生かせるようにしている。

(2) 問題点と改善状況

レポートや起案の作成で複数の学生が同時に使用することが予想される図書については、学生からの要望に応じて、5冊まで同一の図書を購入する希望が出せるようにした。担当教員からも同様な図書購入ができるようにした。

法律関係データベースについては、当初はTKC ローライブラリー及びLEXIS-NEXIS だけであったが、法科大学院生の資料利用環境増大のために、LLI 統合型法律情報システム、LexisNexis JP、D1-Law.com、West Law International 等を追加した結果、基本的なデータベースは揃えることができている。

前回の認証評価において、法科大学院図書室における移動式書架の不便さ及び書籍の配列の不備が指摘された。そのため法科大学院図書室では開架式書架を新たに設置するとともに、書籍の配列には十分な注意をはらっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律関係データベースの充実を注いでおり、これらデータベースはすべて学外からも利用可能で、学生にも評判が良い。

2 点検・評価

インターネット経由のデータベースアクセスについては、接続データベース及び接続環境のいずれについても充実していると評価できる。法科大学院図書室の蔵書については、今後とも継続的に充実を図っていく予定である。法科大学院図書室の閲覧スペースについては、自習室と同一建物内にあるため不足は感じられない。

禁帯出図書の利用についても、コピー機が設置されているので特段の不都合はないものと思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

本法科大学院の事務を取り扱う体制は、法学部・法科大学院事務室が担っている。同事務室における事務職員は、現在8人（専任職員5人、嘱託職員1人、契約職員1人、パート職員1人）であり、前回認証評価時（2007年度）と比べて3名の増加である。

責任者の事務長（課長）は、法学部、法科大学院両方の事務を統括しているが、他の課員は法科大学院または法学部の担当が明確になっており、それぞれの業務に専念している。法科大学院の担当は、専任職員3人と嘱託職員1人の合計4人で、専任職員3人のうち、係長は学生担当、主任は入試広報及び奨学金担当、課員は教務担当であり、嘱託職員は修了生担当と業務を分担している。

他の職員（専任職員1人、契約職員1人、パート職員1人）は、法学部の業務を担当しているが、研究費の執行、教材の印刷、入学試験等の法科大学院業務をバックアップしている。

(2) 教育支援体制

授業準備等の教員の教育活動を補助するための人的支援体制は、上記事務職員のうち2人がその担当にあたり、各学期の開始時やレポート課題が重なったときなど、支援の必要な事務が重複した場合は、他の担当の職員や短期のアルバイトで、教材のコピーや配布にあたっている。

なお、本法科大学院では、学生が作成した起案の添削採点は、学生の到達度を的確に把握するために担当教員が自ら行っている。また、チューターが専任教員と連携をとりつつ、1年次から3年次に至るまでの多くの学生に対して、学修支援（相談含む）を行っている。

2 点検・評価

事務職員、チューター等、教育及び学修を支援するための人的支援体制は整備されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援

ア 奨学金⁶³

本法科大学院の奨学金の特徴は、貸与型よりも給付型を充実させていることである。

給付奨学金としては、2011年度に総額3,440万円を延べ89人の学生に支給している。その内訳は、創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金（年間100万円：受給者数19人）、創価大学法科大学院給付奨学金（半年30万円：受給者数42人）、創価大学創友会法科大学院スカラシップ（年間30万円：受給者数28人）である。

貸与奨学金としては、創価大学法科大学院貸与奨学金（月額5万円から10万円まで1万円刻みで貸与）があり、2012年8月現在、合計36人・貸与額1,254万円の利用がある。また、日本学生支援機構の貸与奨学金である第1種奨学金・第2種奨学金については、2012年8月現在、それぞれ合計63人・47人の利用がある。

これらの貸与奨学金は、上記の給付奨学金との併用が可能であるが、年間300万円の受給金額の上限がある。

イ 学生寮⁶⁴

本法科大学院では、法科大学院生専用の学生寮を比較的低廉な寮費で提供している。大学の敷地内に桂冠寮（定員53人）、大学の敷地外（大学の周辺）に正義寮（定員20人）、創英寮（定員23人）を用意している。現在、希望する在籍者全員が、学生寮を使用しているとともに、使用の継続を希望する修了生も2年以内に限り使用を認めている。62人の在籍学生と11人の修了生が利用しており、73室が使用されている。

各学生寮には、無線LANが設置されており、寮からポータルサイトを通じて、レポート課題や自宅起案の提出をすることができる。

（2）障がい者支援

本法科大学院の建物は、正面玄関のある5階には、最も入口に近い場所に障がい者専用の駐車スペースを設け、また、4階入り口には、階段のほかに車いすでの使用を見込んだスロープが設置されている。また各階には4階・5階からエレベーター（障がい者仕様）の使用によって移動可能である。また使用している教室の殆どは、段差のない構造となっている。そのため相当程度バリアフリ

⁶³ 資料 A2-1「法科大学院パンフレット 2013」29 頁、資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」49 頁～50 頁参照。

⁶⁴ 創価大学法科大学院学生寮管理運営規程（資料 A3「平成 24 年度法科大学院要覧」26 頁～27 頁）参照。

一化が進んでいる。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

法科大学院独自のトラブル相談窓口は設けていないが、学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程⁶⁵に基づき、大学全体のキャンパス・ハラスメントの相談窓口（相談員）があり、法科大学院事務室の女性事務職員1人（専任職員）がこの相談員である。この点は、「キャンパスハラスメント防止ガイドライン」のパンフレット⁶⁶などを通じて学生にも周知徹底している。

(4) カウンセリング体制

学修支援委員会のもと、アカデミックアドバイザーがおかれ、各学期において最低1回アカデミックアドバイザーによる面談を実施している。その際、学習や進路についての相談のみならず、学生生活全般の悩みを聞くようにしている。精神的なカウンセリングの必要が感じられた場合には、創価大学学生相談室での精神衛生面でのカウンセリングを受けることを勧め、ハラスメントの恐れを認めたときには、法科大学院の学生委員会が中心になって事実調査とトラブルの未然防止と解決に努める体制となっている。

また、1人の事務職員（キャンパス・ハラスメント相談員）が、学生担当として、寮・奨学金を含む、学生生活全般について学生の相談窓口となり、必要に応じて、研究科長、研究科長補佐、学生委員会、学修支援委員会と連携し、学内の相談窓口はもとより、学外の病院やカウンセリングの窓口を紹介するなどしてきめ細かく対応している。さらに、年間2回、大学の学生相談室の相談員（臨床心理士資格保有）に、メンタルヘルスガイダンスを前後期の開始時の種々の学生ガイダンスを行う一環として実施してきた。

2 点検・評価

奨学金という経済的支援体制と、学生寮等、学生生活の支援体制は充実している。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

⁶⁵ 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」収録。

⁶⁶ 資料 B5「キャンパスハラスメント防止ガイドライン」。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

ア 教員によるアドバイス体制

入学した学生全員に、アカデミックアドバイザーを各2人つけ、入学した年の4月に食事会、5月連休明けころに個別面談を行っている。後期にも後期授業開始後1か月ほど過ぎた時期に、再度アカデミックアドバイザーの個別面談を実施している。また、2年次から3年次にも、希望者がアカデミックアドバイザーの面談を受けられるように学生に通知している。

また、単位を落とした学生に対して、研究科長及び研究科長補佐が個別面談を実施して激励とともに必要に応じて方向転換の可能性も含め、きめ細かくアドバイスをしている。そのほか、学修支援委員長と2年次・3年次の演習（総合科目）担当教員が、必要に応じて、学生の相談を随時受け、学習方法についてのアドバイスをしている。

さらにまた、定期試験の結果発表ののち、「質問票」を提出することで、成績に異議のない場合でも、定期試験について担当教員と直接面談してアドバイスを受けられる体制もできている。

イ チューターによるアドバイス体制⁶⁷

本法科大学院の修了生を中心とした若手弁護士をチューターに選任し、チューターによる土曜日などの補習（「土曜補習」と呼んでいる）を実施している。2012年8月現在のチューター登録者数は64人である。土曜補習では、1年次から3年次の授業の復習のサポート、論述力の養成を目指した演習などを行っているが、頻繁に個人面談も行っている。1学年を数人のチューターで担当し、担当者が修了まで持ち上がり式にサポートする体制になっており、信頼関係を構築したうえで、学習方法のみならず、進路の相談や生活上の悩みの相談にも応じる体制になっている。

チューターのほとんどは、本法科大学院の修了生であり、本学の授業や寮など生活環境を熟知しており、その中で困難を乗り越えて司法試験に合格した者である。学生は、年齢も近い先輩であるチューターに気軽に相談することによって問題を解決できる場合が多く、チューターによる学習支援及び相談の体制は、本法科大学院の伝統になりつつあり、修了生が自発的に熱心に取り組んでいる。研究科長、研究科長補佐及び学修支援委員長は、毎月チューターとの協議会を開催しており、その場でチューターが受けた相談やそれに対するアドバイスなどについての検討を適宜行っている。

⁶⁷ 法科大学院ホームページ (<http://hoka.soka.ac.jp/lesson/support.html>)

(2) 学生への周知等

アカデミックアドバイザーによる面談、チューターによる学習支援・アドバイス等については、毎学期の最初のガイダンスで告知するとともに、個別にメールでも通知し、事務室外に掲示して周知徹底されている。また、そのほかの個別面談は必要に応じて直接学生に連絡している。

本法科大学院では定員が少ない少人数制であることから、学生と教員との間の距離が近く、学生は、比較的頻繁に教員と連絡をとり、必要に応じて個別の相談を行っている。相談体制は活発に利用されている。

2 点検・評価

少人数教育の利点を生かして、教員によるアドバイザー制度は完備されている。これに加えてチューターによるアドバイスの体制もあり、有効に機能している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院における成績評価については、大学院学則第26条⁶⁸において、評価の区分、考慮要素及び不服申立てに関する一般的事項を規定している。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であるから、その使命に鑑み、考慮要素のウエイト付けなど、成績評価の基本方針については、創価大学法科大学院履修成績及び進級に関する規程⁶⁹（以下「成績・進級規程」という。）で定めている。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素は、成績・進級規程第8条に基づき、平常点（出席状況、授業での発言、レポートの提出状況と内容、小テストと即日起案の結果など）と定期試験結果の双方であり、これを一定の割合で総合評価して成績評価を行っている。平常点と定期試験結果の評価に占める割合は、総合（演習）科目については平常点20%～40%、定期試験結果60%～80%であり、講義科目については平常点20%～30%、定期試験結果70%～80%である。ただし、特定の科目については、定期試験を行わず、平常のレポート等に基づいて成績評価を行っている。

各科目における成績評価の考慮要素のウエイト付けは、上記成績・進級規程の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分は、大学院学則第26条に基づき、S・A・B・C・D（以上が合格）、Q（再試験で合格した場合）、E（不合格）、N（評価不能）である。この成績評価のG P（Grade Point）及び分布は、成績・進級規程第9条第3項で定めているとおりである。評価のうち、不合格（E）は絶対評価であり、これ以外の評価は相対評価による。また、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、評価不能・不合格（N）としている。このような成績評価を原則とするが、特定の科目（法情報調査、人権論・法律家論、法文書作成、民事模擬裁判、実務法学入門、エクスターンシップA・B）については、その科目の性質上、単に合・否の別により成績評価を行っている。

エ 再試験における成績評価基準

⁶⁸ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」8頁～9頁。

⁶⁹ 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」22頁～23頁。

再試験を実施する科目については、研究科委員会の申し合わせによって、平常点を加味せずに、試験成績のみをもって、合格レベルに達しているか否かを判定することになっている。このことは、学生に対する告示をもって学生に周知している。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準の学生に対する事前開示、不合格の絶対評価基準については、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、各年度開始時、シラバスに各科目の到達目標を掲げることにより、教員側の考え方を示している。各科目における成績評価の考慮要素のウエート付けや具体的な成績評価基準の決定は、成績・進級規程の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されているので、各担当教員は、シラバスまたは開講時の説明によって、その内容を学生に開示している。定期試験及び再試験などの問題には、設問ごとの配点または配点割合を明示している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

(ア) 複数教員が担当する多くの演習科目では、教材、レポート課題、起案、小テスト、定期試験に至るまで、全て共通のもので実施しており、定期試験も担当教員全員により採点され、最終の成績評価も、担当教員全員の合議に基づいて行われる。

(イ) 担当教員が1人の科目については、レポート、小テスト、定期試験問題の作成・採点、成績評価は原則として当該担当教員に委ねられているが、上記成績・進級規程に基づいて具体的な成績評価基準を定めて、客観的・公平に成績評価をしている。

(ウ) 定期試験終了後に答案（コピー）を学生に返却することはもとより、終了後に出題趣旨や解答のポイントを説明する文書などを配布あるいはポータルサイトへのアップするなどの方法をとって、できる限り採点者の裁量の幅を少なくするなどの工夫をしている。これは定期試験の出題意図、設問ごとの配点の当否、採点についての自己点検に加えて、成績評価についての学生の異議申立ての資料ともなっている。

イ 到達度合いの確認と検証等

前述のように、出題の趣旨や設問ごとの配点のあり方を文書にして配布あるいはポータルサイトへのアップをする際に、到達目標を明示するようにするほか、自学自習の指示を出していた範囲から定期試験問題を出題するなどの工夫を行っている科目もある（2012年度公法総合Ⅱ）。

ウ 再試験等の実施

再試験は、原則として、当該学期の成績評価時から半年後に実施している。この半年間の自学自習による学力の向上を期待するとともに、法科大学院の学生として最低限修得すべき内容を踏まえて、厳格に可否を判定する。本法科大学院では、再試験合格者の成績評価は全て「Q」と称し、GPAの算定上「0点」としているが、再試験合格者に対する教育効果の点からは必ずしも好ましいことではないかもしれない。しかし、再試験の実施時期は次学期末に行うのが原則であるため、仮に、GPAの算定上、再試験合格者に何らかの点数を与えると、先に当該科目に合格した学生との公平性にも問題があるうえ、学生GPAの算定時期をそれだけ遅らせることとなると、修了生に対する成績証明書の発行にも支障が生じる。公平性と事務手続上の理由から、再試験合格者の成績評価には「ABC評価方式」を採用していない。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

シラバス等で明示されている各科目の到達目標に加えて、公法系、民事系、刑事系の各系の教員が協働して作成した本法科大学院独自の到達目標をWEBにおいて公開しており、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を事前に学生に示し、授業に際して授業で扱う部分、自学自修部分を指摘するよう努めている。なお、成績評価後、学生から成績評価に関する質問を受けた場合、文書または面接により、上記の点を踏まえたうえでの採点基準を説明し、採点結果を講評している（9-1・1（1）エ参照）。

2 点検・評価

研究科委員会が定めた成績評価の基本方針は、成績・進級規程として成文化され公表されている。また、成績評価の考慮要素のウエート付け、評価区分及びその分布、絶対評価と相対評価のあり方、再試験・追試験の実施等の成績評価に関する重要事項は全て学生に事前開示されている。

複数教員が担当する科目については、担当教員全員の採点、合議に基づく厳格な成績評価が行われており、公平性・客観性が担保されている。単独教員による担当科目についても、上記のとおり事前・事後に採点基準や解答のポイント等を示しており、後記8-3に述べる成績評価についての異議申立制度の完備と相まって公平性・客観性が担保されている。

以上のとおり、本法科大学院では、厳格な成績評価基準適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

昨年来検討してきた本法科大学院独自の到達目標（法科大学院の学生が最低限修得すべき内容）⁷⁰が、今年度ようやく一応の完成に至った段階であるため、それを踏まえての厳格な成績評価の実施を担保する組織的体制の構築や具体的な取り組みについては、緒についたばかりである。どのような組織的体制や具体的な取り組みがあり得るのか等、より良い成績評価システムの構築を目指して努力していきたい。

⁷⁰ 資料 B9 「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）への取組みの視点」。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

ア 修了要件

修了要件は、大学院学則第32条第1項⁷¹に基づき、同学則第18条第1項第4号に定めるとおり修了に必要な所定単位数（102単位以上、法学既修者は68単位以上）を修得すること、及び同学則別表（11）の履修必要科目の単位（科目群ごとの必修または選択単位数）を修得することの単位積み上げ方式を採っている（5-1・1（2）参照）。ただし、GPAは修了要件に含まれていない。

イ 進級制

2010年度以降入学の法学未修者については、進級制が適用される。大学院学則第27条及び成績・進級規程第11条により、1年次配当の法律基本科目の成績が、GPA1.0以上でなければ、2年次に進級することができない。留年の場合は、すでに合格した科目をも含めて、1年次配当の法律基本科目をすべて再度履修することが必要になる。ただし、SまたはAの認定を受け、かつ本人が履修の免除を申し出た科目については、再度の履修が免除される。また留年は1回限りであって、再度の履修で進級できなかったときは、退学となる。

ウ 前提科目制⁷²

科目によっては、その履修の前提として一定の科目の履修を要するものがある。進級制と相俟って、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を達成するのに資するものである。

(2) 修了認定の体制・手続

ア 修了認定は、大学院学則第50条第4項第6号及び第53条に基づき、研究科委員会で審議及び議決をし、大学院全体を司っている大学院委員会で承認される。

イ 修了認定の手続は、修了予定者の「卒業判定表」が研究科委員会に提出され、(1)の修了認定基準に基づき修了判定が行われる。「卒業判定表」には、法律基本科目等の科目群ごとの修得科目数、修得単位数が記載されており、必修科目の修得状況の明示もされている。そのため、修了認定基準に適合しているかどうかは瞬時に判断が可能である。

ウ 修了発表は、大学院委員会での承認後、掲示を通して学生に周知徹底をしている。

⁷¹ 大学院学則は、資料A3「平成24年度法科大学院要覧」3頁以下参照。

⁷² 資料A3「平成24年度法科大学院要覧」40頁～42頁参照

エ 修了判定に不服な学生は、8-3のとおり異議申立手続きをすることができる。

(3) 修了認定基準の開示

年度初めに学生に配布される「法科大学院要覧」で大学院学則及び成績・進級規程を掲載するとともに「学業の手引き」で詳しく説明している⁷³。また年度初めの履修ガイダンスにおいて徹底周知を図っている。

(4) 修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況（修得単位は、2007年度カリキュラムでのもの。46頁の学生の履修状況の表参照。）

(ア) 2011年度の認定対象者数は39人で、修了認定者数は27人であった。修了認定者のうち、法学未修者の修得単位の最多は102単位、最小は96単位で、平均は100.49単位である。法学既修者の修得単位の最多は67単位、最小は66単位で、平均は66.20単位である。

(イ) 修了認定されなかった理由は、修了に必要な単位数、法学未修者の場合は96単位、法学既修者の場合は66単位の修得ができなかったことである。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

後述8-3で述べるように、本法科大学院では、成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続きが整備され、厳正に実行されている。因みに、これまで修了認定に対する不服申立てはない。

2 点検・評価

必要単位数、履修必要科目、進級制など、いずれも法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、設定されている。修了認定の体制・手続きが整備されていて、厳格かつ客観的に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

進級制について、GPA基準のアップ及び2年次の導入を目指して、検討を開始した。

⁷³ 資料 A3 「平成 24 年度法科大学院要覧」 42 頁～43 頁。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 手続の概要

本法科大学院では、大学院学則第 26 条第 6 項に基づき、創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程⁷⁴において、成績評価に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

(ア) 成績評価に関する質問と面談

学生は、成績通知を受け取ってから 3 日以内に自己の成績評価に対する質問票を事務室に提出し、教員は、質問票提出日から 5 日以内に書面・FAX もしくはEメールにより回答する。

教員の上記回答に満足しない学生は、回答受領日から 3 日以内に面談申出書にて事務室に教員への面談申込みを行うことができ、教員は可及的速やかに面談を実施し、採点基準を説明し、採点結果を講評することによって回答する。なお、質問票が提出された場合、直ちに面談をすることもできる。

(イ) 異議申立て

不合格評価（E 評価）を受けた学生で、教員による面談実施によっても不服がある場合、研究科委員会に異議を申し立てることができる。研究科委員会は、成績評価委員会に付託して調査・審理を行わせ、同委員会は意見書を作成して研究科委員会に提出する。研究科委員会は、同委員会の意見書に基づいて速やかに必要かつ適切な処置をとるとともに、これを当該学生及び担当教員に通知する。

イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続については、法科大学院要覧に記載する他、各学期の成績発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書⁷⁵を掲示して、学生に周知している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

本法科大学院では、大学院学則第 32 条第 3 項に基づき、創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規定⁷⁶において、修了判定に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

(ア) 異議申立手続は、修了判定に不服がある学生は、修了判定の通知

⁷⁴ 資料 A3 「平成 24 年度法科大学院要覧」 24 頁。

⁷⁵ 資料 B7 「異議申立制度案内」。

⁷⁶ 資料 A3 「平成 24 年度法科大学院要覧」 25 頁。

を受けた日から7日以内に研究科委員会に対して異議を申し立てる。
修了判定についての不服が、成績評価に起因するものであるときは、

(1) のとおり、創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程の定めにより異議を申し立てなければならない。

(イ) 研究科委員会は、審議のうえ、異議に理由があると認める場合は、速やかに修了を認めなければならない。

イ 異議申立手続の学生への周知

法科大学院要覧に記載する他、3年次前後期の成績発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

2 点検・評価

成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続は、いずれも整備されており、適切に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

成績評価に関する質問と面談については、実際に多くの学生が利用し、多くの教員も積極的に面談を実施するなどして有効に機能しているが、手続がやや煩雑であるとの指摘もある。

また異議申立後の手続が、かなり慎重かつ厳格であるために、意見聴取や資料の精査などにおける負担が学生側も教員側も予想以上に重く、思ったよりも時間がかかり、次学期の準備にも支障が生じかねないことがあった。そのため、学生・教員双方の負担軽減と時間短縮を図りつつ、適正・公平な異議申立手続を実現するための改正を検討中である。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインドとスキルの内容

(ア) 本法科大学院が考える法曹に必要なマインドとスキルは、2007年に貴財団に提出した自己点検・評価報告書に記載したところと方向性において大きな変更はないが、2004年4月の開設以降の教育実践の成果、2007年度における貴財団による認証評価の結果、前回の認証評価後の教育実践の状況等を踏まえ、本年度の貴財団による認証評価を控えた昨年7月から、本法科大学院におけるマインドとスキル（以下、「マインド・スキル」という。）について、あらためてその内容を検証し、2012年1月20日、「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」⁷⁷としてまとめ、研究科委員会で確認された。

その内容は、法曹としての使命と責任を自覚し、法曹として高い倫理感を涵養するという2つのマインドと、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の7つのスキルの養成を目指すものであり、貴財団が提唱する「2つのマインド・7つのスキル」と、おおむね同内容と考えている。

本法科大学院では、自覚すべき法曹としての使命と責任を、次のように考えており、本法科大学院における法曹養成教育のいわば背骨を構成している。すなわち、「世界の平和、民衆の幸福という使命を忘れることなく、真摯に学問に取り組む労苦のなかから、創造的人間が生まれる」との創価大学のミッションエステートメントと、「人間のため」「民衆のため」「正義のため」という創立者が示された法曹としての使命と責任⁷⁸を踏まえ、①人権、②民衆の幸福、③社会正義、④平和を、法曹が目指すべき「善の価値」と位置づけ、この価値を創造しゆくことが法曹としての使命と責任であると考えている⁷⁹。この「創価」の法曹としての使命と責任を自覚し、真摯に学問に取り組む労苦の中に、「人間性豊かな法曹」としての「堅固な

⁷⁷ 資料B8「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」参照。

⁷⁸ 資料B2「創価ロージャーナル創刊号」1頁～3頁巻頭言参照。

⁷⁹ そのうえで、本法科大学院が目指すべき法曹像として、「他者への思いやりがもてる豊かな人間性を備えた法曹」、「平和の貢献する法曹」、「堅固な基盤＝実力を備えた法曹」の3点を挙げている（1-1参照）。

基盤」は築かれると考えている。

(イ) 国際性の涵養の意義

国際性の涵養については、外国法の科目を設置する、あるいは外国語の授業を行うということだけではなく、「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神を体現し、法曹として人類の平和に貢献するという使命感・責任感を涵養することを重視したいと考えている。そのため、国際人権論、国際司法支援などに精通した法曹、国際取引に詳しい法曹などの養成を目指すとともに、中国法や韓国法など、最も身近な東アジア諸国の法制度や法事情に詳しい法曹を養成することに取り組んでいる。

イ 本法科大学院による検討・検証

(ア) マインド・スキルについての研究科委員会における検討

前述のとおり昨年7月から、FD・自己点検委員会が中心となってその検証作業を進め、昨年9月8日に行われた「教員研修懇談会」で討論・協議を行い、その後の研究科委員会でも毎回検討したうえで、最終的に平成24年1月20日の研究科委員会で、資料B8の「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」として、その内容の確定を見た。以上のとおり、マインド・スキルの設定については、教員間で何度も議論し検討して決定したものであり、教員間の認識の共通化は十分になされている。

(イ) マインド・スキルの適切性の検証

適切性の検証は、本法科大学院の修了生がどのような活躍をし、また社会からどのように評価されるかという長いスパンで行う必要があるが、当面、チューターとして後輩の指導を担当する本法科大学院出身の若手弁護士と意見交換をしたり、実務法曹としての活躍状況について報告を受けたり、あるいは入試説明会で法曹としての活動状況を報告してもらったりするなかで、マインドとスキルの適切性を検証することになる。学内的には、教員間での議論や自己研鑽、さらに学生が到達目標の修得を十分に果たしたか否かという観点から、授業中の学生のパフォーマンスやレポート、試験を通して確認すること等により検証をすることになる。

ウ 科目への展開

個々の授業科目にマインドとスキルをどのように展開するかはについて、様々な方法があると思われるが、本法科大学院では、次のような取り組みをしている。すなわち、各授業科目のシラバスに、マインドとスキルを踏まえた授業概要あるいは到達目標を明示することになっている。この取り組みは、研究科委員会においても確認され、専任教員についてはおおむね意識の共有化が図られ実施されている。例えば、公法総合Ⅰ

では、シラバスの授業概要⁸⁰に「憲法領域における問題解決能力，すなわち，具体的事案を分析し，そこに含まれる憲法上の問題を発見し，それについて深く広く検討し，説得力のある議論を展開する力を習得することを目指す。」とあり、到達目標には「判例理論や憲法学説に関する理解を深めるとともに，事案分析力・法的思考力を身につけることによって，現実の紛争に含まれる憲法上の問題点について複眼的に検討し，説得的な立論ができるようになること。」とあるように、当該科目における中心的な到達目標が、法的知識の修得にあるのか、あるいは問題解決能力の養成に重点があるのかなど、その授業において修得すべきマインド・スキルが何かを明示するようにしている。これは複数教員で担当する各授業科目はもちろん、単独で担当する授業科目においても、そのことを意識した到達目標を明らかにすることによって、学生にマインドとスキルの修得を意識させることに役立っている。

エ 本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

(ア) 「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の検討

本法科大学院では、平成 22 年 9 月付けで公表された「共通的到達目標モデル（第二次修正案）」（以下、「共通モデル」という）を踏まえ、本学独自の到達目標（以下、「本学目標」という）を策定することに取り組みを始め（平成 23 年 3 月 11 日研究科委員会）⁸¹、公法部会、民事法部会、刑事法部会が中心となって具体的な内容の検討に着手した。2012 年 4 月以降、憲法、行政法、民法財産法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の各科目について、順次、本学目標が策定されてポータルサイトにおいて教員・学生が閲覧することが可能な状況となっている。

もともと、この到達目標は、主に 2012 年度の具体的な授業進行に対応する形でいわば試行的に策定されたものであるため、実際の教育実践に基づく検証と改訂作業を予定するものであって、いわば完成形というものではなく、今後の更なる検討を必要とするものである。

この本学目標は、貴財団の提示する「〔当該〕法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とほぼ同意義と考えている。

(イ) マインド・スキルとの関係

上記の本学目標は、本法科大学院における法曹に必要なマインドとスキルを養成するうえで、その到達度を検証するためのひとつの指標としての役割をもつと理解している。

⁸⁰ 資料 A16 「2012 年度シラバス」 19 頁参照。

⁸¹ 資料 B9 「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」への取り組みの視点。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア 入学者選抜における取り組み

前述した法曹に必要なマインドとスキルの養成を実現するため、本学の目指す法曹像について周知し⁸²、本法科大学院が考える法曹としての使命と責任(マインド)とは何かについて明らかにしている(1-1参照)。

S日程・A日程・B日程におけるいずれの選抜試験においても、第1に、学習に対する強い意欲と生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を有しているか(マインド部分)、第2に優れた法曹となるための基本的資質としての基礎学力(読解力、理解力、分析力、論理的思考力、表現力:スキル部分)を備えているかを、書類審査、小論文試験(未修者)、法律科目試験(既修者)、面接試験を通じて審査している⁸³(2-1参照)。

すなわち、書類審査では、適性試験結果、成績証明書、その他の任意提出書類の審査を通じて、優れた法曹となるための基本的資質としての基礎学力の有無(スキル)を評価し、自己推薦書を通じて学習に対する強い意欲と生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を有しているか(マインド)を評価し、審査している。そのうえで、未修者については、小論文試験において、読解力、論理的思考能力、表現力などを評価し、既修者については、2年次からの学修に耐えられるだけの法的知識の有無や法文書の作成能力を法律科目試験において評価し、さらにすべての受験者に面接試験を実施して、志望動機(マインド部分)やコミュニケーション能力(スキル部分)などを評価して、総合的に入学者選抜を実施している。

イ カリキュラムにおける取り組み

(ア) マインドの養成

本法科大学院のカリキュラムにおける取り組みとしては、法曹倫理を必修科目とするとともに、人権論・法律家論、実定法と基礎法を選択科目として設けていることがあげられる。人権論・法律家論は、人権活動の現場で自ら人権闘争や人権のための実践活動をしている弁護士やNGO関係者等の実務家にオムニバス形式で授業を担当してもらう科目であり、実定法と基礎法では、実定法の根底に流れる正義や公平といった観念を、具体的判例や学説の検討を通じて学ぶ科目であり、いずれも法曹としての使命感、責任感の涵養に役立つ。

なお、2013年度の新カリキュラムでは、人権論・法律家論と実定

⁸² 資料A2「法科大学院ガイド2013」、資料A7「2013年度創価大学法科大学院入学試験要項」、創価大学ホームページ参照。

⁸³ 資料A7「2013年度創価大学法科大学院入学試験要項」1頁。

法と基礎法とを発展的に統合して、「法と正義」という科目を必修科目として設け、「創価」の法曹の使命と責任とは何かをさらに深めていく授業を行う予定である。

(イ) スキルの養成

本法科大学院では、1年次から3年次にかけて基本的なものからより高度なものへと段階的に（あるいは重疊的に）スキルを養成するカリキュラムを構成している⁸⁴。

すなわち、1年次は、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本六法について、主に基礎的法的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的分析・推論能力を養成するカリキュラムとなっている。さらに、法情報調査、法文書作成によって、法令・判例の調査能力や文書を通じての法的議論・表現・説得能力を養成している。

2年次では、1年次で身に着けた基本六法の基礎的法的知識や体系的理解を前提に、具体的な判例や事例を題材とする演習によって、実務に即した問題解決能力、事実調査・事実認定能力などの修得を目指している。とくに、民事法総合Ⅰでは、要件事実と事実認定の基礎を2年次に集中的に学ぶことで、これらのスキルを養成するカリキュラムになっている。

3年次では、法律基本科目および法律実務基礎科目において、より高度な事例問題の検討を通じて、総合的な観点から問題点を分析検討し、より実務的な問題解決能力を養成する。

民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎などの法律実務基礎科目では、実務における問題点などを批判的に検討する能力、実務では結論が出ていない法的問題点等について新たな解決を思索する創造的能力を養成することも目指している。なお、民事模擬裁判や刑事訴訟実務の基礎で行われる刑事模擬裁判では、チームを組んでの共同作業や模擬法廷を利用したシュミレーション教育を行うことを通じて、コミュニケーション能力の養成を図っている。

展開・先端科目では、3つのプログラム（生活者と法、人権・平和・環境、経済生活と法）によって構成される多彩な科目の履修によって、専門的法的知識を修得させ、特色ある法曹を養成することを目指している。

なお、2013年度新カリキュラムでも、1年次から3年次にかけて基本的なものからより高度なものへと段階的に（あるいは重疊的に）スキルを養成するというカリキュラムの基本路線には変更はなく、

⁸⁴ 資料 A2-1「法科大学院パンフレット 2013」7頁参照。

むしろよりその目的に適った構成になる予定である。なお、刑事模擬裁判を新設するほか、より高度な事実調査・事実認定能力の養成のために、要件事実・事実認定を法律実務基礎科目として新設する予定である（5-2参照）。

ウ 授業における取り組み

（ア）マインドの養成

法曹倫理の授業では、単に倫理規定を覚えるといったものではなく、歴史的・比較法視点も盛り込んで批判的に分析・検討させ、弁護士及び検察官経験を有する実務家教員による双方向授業によって、法曹の倫理と責任を理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できる応用力を養成することを目指している（5-3参照）。

人権論・法律家論では、人権活動の現場で自ら人権闘争や人権のための実践活動をしている弁護士や NGO 関係者等の実務家に授業を担当してもらい、実体験などを交えながら人権の意義を語ってもらうことにより、単に机上の理念としての人権ではなく、生の「現場での」人権の重要性を体感できるようにすることと、実体験に基づく法曹としての生き方等を講じてもらうことにより、人間性豊かな法曹の生きざまを目の当たりにして、自分の将来の法曹としての生き方を考える縁となるようにすることを目指している。また、実定法と基礎法では、実定法の解釈適用が単なる法技術の視点からのみなされるのでは相当でないとの観点から、実定法を学ぶ上でどうしても必要な正義の考え方、市民の法意識・社会の実態とあるべき法解釈との関係などを、具体的判例・学説の検討を通じて行っており、そのなかで法曹としての使命と責任とは何かを深く考える力を養成することを目指している。

（イ）スキルの養成

本法科大学院が養成しようとする堅固な基盤＝実力を備えた法曹を養成するためには、単に法的知識を修得するだけでは不十分であり、社会に生起する様々な事象を目の前にして、その事実関係を正確に調査・分析した上で、関連する法的ルールを探索し、そこに含まれる法的問題点を発見して、その問題点についての的確な法理論的検討を行い、適切な解決策を策定して、これを、説得力をもって提示し、推進することのできる能力を修得することが不可欠である。

そのため、本法科大学院では、小規模校であり少人数によるきめ細やかな学修指導ができる利点を生かして、できるかぎり演習方式による授業を実施し、双方向授業を行うようにしている。とくに、2年次以降の公法総合Ⅰ・Ⅱ、民事法総合Ⅰ～Ⅴ、商事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲなどの法律基本科目と、民事訴訟実務の基礎、刑

事訴訟実務の基礎などの法律実務基礎科目はすべて複数教員が担当する演習科目であり、判例や事例による起案課題や予習教材をあらかじめ与えて十分な予習をさせたいうえで、授業を実施するように工夫しており、これによって問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力を涵養することを目指している（6-1参照）⁸⁵。

また、本法科大学院では、多くの演習科目で、レポート課題や自宅・即日の起案などを実施し、丁寧な添削をしたうえで返却をして、学生一人一人にフォーカスをあてて、法的文書の作成能力を養成している。

臨床科目であるエクスターンシップA・Bは、法律事務所において実際の事件をもとに研修をするわけであるから、紛争の解決に向けて、問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力などのスキルがどのように使われるのかを正面から考える機会を提供してくれるものとなっている。

エ 成績評価・修了認定における取り組み

成績評価は、マインドとスキルを踏まえた授業内容もしくは到達目標をシラバス等で明示して授業を実施しているわけであるから、その修得度に応じて成績評価を行い、その集大成として修了を認定している。

1年次から2年次には進級制を設け、1年次において修得すべき基礎的法的知識と体系的理解等が不十分と評価される場合は留年となる。

さらに3年次の公法総合Ⅱ、民事法総合Ⅳ・Ⅴ、商事法総合Ⅱ、刑事法総合Ⅲなどは2年間もしくは3年間の学修の総仕上げとしての性格を実質的に有しており、これらの科目が不合格となって、修了できない学生が毎年数名出ている。この過程を通して、学生のマインドとスキルの修得状況を検証するとともに、学生も法曹となることの厳しさを自覚するきっかけにもなっている（8-1、8-2参照）。

オ 教育体制における取り組み

本法科大学院では、実務家教員の専任教員比率が高く（3-1参照）、実務法曹としてのマインドとスキルを、授業等を通じて直接肌で感じる機会が多いことは、法曹に必要なマインドとスキルを涵養するのに大きく役立っていると考えられる。また、少人数教育、オフィスアワーの実施、アカデミックアドバイザー制度などにより、教員が学生にきめ細かく接触することが可能であることもマインドとスキルの向上につながっていると考えられよう。

⁸⁵ スキルごとのカリキュラムや授業への取り組みについては、資料B8「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」の「Ⅱ創価大学法科大学院カリキュラムの基本的考え方・総論（スキル部分）」も参照のこと。

カ FDにおける取り組み

各系のFD活動として、本学の到達目標（本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容）の策定に組み、一応の完成をみたが、その後も内容の検証と改訂作業に取り組んでいく予定である（4-1参照）。

中間授業アンケート・期末授業アンケートなどの学生による授業評価を通じて、学生の意識や状況を知ることができ（4-2参照）、そこから学生側のマインドとスキルの涵養の程度等を図ることが可能となる。その結果は、教員研究懇談会などで報告されて、学生のスキルの到達状況を確認するきっかけにもなっている（4-1参照）。

キ 学習環境における取り組み

本法科大学院では、授業を行う本部棟と自習室と図書室が併設されている学修館が極めて近接した場所にあるだけでなく、生活の本拠である学生寮も学内または学外の近い場所に確保されている（7-4から7-7参照）。このように学生が勉学に集中できる学修環境を提供されていることは、マインドとスキルの養成に大いに役立つといえる。とくに学生同士が、生活の場をも同じくしながら、同じ目標に向かって切磋琢磨しうる学生寮の存在は、法曹としてのマインドとスキルを涵養するには最適の環境となり得る。

ク その他

本法科大学院出身のチューター弁護士による学修支援（7-8参照）は、学生にとっては、最も身近な先輩法曹に触れる機会でもあり、しかも本学の授業や寮生活などの学修・生活環境を熟知している先輩でもあって、そのなかで実際に法曹として必要なマインドとスキルを修得してきた一つの手本となるわけであるから、マインドとスキルの涵養にとっては大きな指標になると考えられる。

(3) 国際性の涵養

ア 前述のように、国際性の涵養については、「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神を体現し、法曹として人類の平和に貢献するという使命感・責任感を涵養することを重視したいと考えている。具体的には、展開・先端科目として、平和学、国際人権論、司法支援（特殊テーマ講座）、国際取引法に加えて、東アジア法、中国法（特殊テーマ講座）を開設している。そのほか、外国法基礎、国際法Ⅰ・Ⅱ、国際政治論などの国際的な問題や外国の法制度を扱う科目を開設している。

イ 外国法に堪能な専任教員が多く、研究者教員には、韓国法、中国法の専門家がおり、前述した東アジア法、中国法（特殊テーマ講座）を担当している。また実務家教員には、アメリカの法曹資格を有し、実際に涉

外事務所を経営あるいは勤務経験をもつ弁護士、さらにはカンボジアへの司法支援の経験のある弁護士も在籍し、アメリカ法、国際取引法、国際知的財産法、司法支援（特殊テーマ講座）などを担当している。

ウ 本法科大学院は、韓国の済州大学法科大学院との交流協定を結んでいるほか、エクスターンシップの受入先として、渉外事務所を確保している。また、創価大学自体が、世界44カ国地域、101の大学と国際交流を結び、交換留学、語学留学、語学研修制度など多彩な国際交流システムを整備し、国際性の涵養に積極的に取り組んでいる。法科大学院生も出席する様々な大学主催の行事において諸外国の首脳・要人や世界の学術機関の関係者が参列するなど、国際性の涵養に努めている。

エ なお2013年度新カリキュラムにおいては、上記の特色をより明確化するため、展開・先端科目として、国際社会における平和と人権、ビジネス法務・国際法務を新設するほか、中国法を特殊テーマ講座から、レギュラー科目として設定した。また、東アジア法は、東南アジア諸国の法も扱うことから、「アジア世界と法」と改称した。

2 点検・評価

本法科大学院においては、上記1の現状において示したように、法曹に必要なマインドとスキルの内容も明確であり、法曹となるにふさわしい適性をもった人材が選抜され、マインドとスキルを養成するのにふさわしいカリキュラムと授業が実施され、成績評価、修了認定もマインドとスキルを備えたものが修了するようになされており、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が適切に実施されているといえる。とりわけ、小規模校の利点を活かしたきめ細かな教育によるマインドとスキルの涵養は、優れたものがあると考えている。また、国際性の涵養についても、本学の規模の法科大学院としては十分な取り組みがなされていると考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

マインドとスキルを踏まえた科目への展開、カリキュラムと授業、成績評価における各取り組みについては、引き続き試行錯誤をしながら充実したものに仕上げていきたい。また、「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、毎年、検証・改訂作業を継続して、より完成度の高いものに仕上げていく予定である。国際性の涵養については、学生が海外の法科大学院等へ研修にいける機会ができれば、なお理想に近づくかと考えている。

第4 その他（頁数は自由です）

記述することは、特になし。